

社会専門

一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会

一般社団法人 日本精神保健福祉士養成校協会

平成27年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験

正答・解説集

(試験当日配布用)

※この正答・解説集は、複製、譲渡、電子記録媒体への記録・転載等を固く禁じます。

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会・一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会：
平成27年度社会福祉士・精神保健福祉士全国统一模擬試験
【 正答一覧 】

【専門科目】

社会調査の基礎		
84	社会調査における対象者	2, 5
85	社会調査における倫理	3
86	調査票の作成——事例	3
87	相関係数	5
88	母集団	4
89	質的調査における記録の方法・留意点	4
90	質的調査におけるデータの整理と分析	1, 4
相談援助の基盤と専門職		
91	イギリスにおけるソーシャルワークの動向	2
92	権利擁護の概念と態様	2
93	セツルメント運動の展開	4
94	ノーマライゼーション	1
95	インテーク段階の支援——事例	3
96	グローバル化する社会における援助活動	3, 4
97	スクールソーシャルワーカーの対応——事例	3, 5
相談援助の理論と方法		
98	生活モデル	1, 5
99	ストレングスモデル	2
100	問題解決アプローチ	1
101	エンパワメントアプローチ	5
102	実存主義アプローチ	2, 3
103	ソーシャルワークの実践アプローチ	5
104	初回面接での対応——事例	2
105	アセスメント	5
106	支援の計画	5
107	モニタリング	3, 4
108	効果測定	5
109	バイステックの「援助関係の原則」に基づく相談員の対応——事例	3
110	ソーシャルワーカーの発言——事例	3
111	ケアマネジメントの過程	2
112	社会資源	4
113	外国人への対応——事例	1, 3
114	障害者の就労支援に関する対応——事例	1, 5
115	虐待の通報に対する対応——事例	1
116	児童虐待の通告に対する対応——事例	4
117	障害者虐待事案への対応——事例	5
118	高齢者の孤立死への対応——事例	3, 4

福祉サービスの組織と経営		
119	福祉サービスにかかる組織や団体	5
120	社会福祉法人	4
121	経営戦略論	3
122	事業計画と事業報告	4
123	福祉サービスの管理・運営	3
124	リスクマネジメントの取組み	2
125	人事・労務管理	3
高齢者に対する支援と介護保険制度		
126	我が国の少子高齢社会と社会問題	1, 5
127	介護の理念・範囲	3, 5
128	要介護高齢者への介護の方法	4
129	介護予防	3
130	介護保険の利用——事例	3
131	介護保険制度	2, 5
132	要介護高齢者の住環境整備	5
133	高齢者虐待	2
134	地域包括支援センター	1
135	老人福祉法	5
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		
136	子どもを産み育てやすい環境づくり	2
137	児童の権利	4
138	児童福祉法	1
139	母子保健制度	1
140	次世代育成支援対策推進法	3
141	児童相談所の児童福祉司の対応——事例	3
142	児童・家庭福祉制度における連携	2
就労支援サービス		
143	高齢者の就労状況	1, 3
144	生活困窮者自立支援法における就労支援施策	2
145	就労支援にかかる専門機関の役割及び事業	3
146	障害者就労支援における支援機関の連携	1
更生保護制度		
147	保護観察	5
148	更生保護における生活環境の調整と仮釈放等	3
149	更生保護の担い手	3
150	更生保護における近年の動向	1, 5

社会調査の基礎

問題 84 正答 2, 5

- 1 誤り。インターネットを用いた調査の実施については、インターネットモニター会社に登録しているモニターに回答を依頼することで、全国規模で幅広い年齢層の回答者を確保できる。作業効率や費用対効果の面からも活用するケースがみられる。また、誤回答や記入漏れなどが比較的少ないなどの利点がある。ただし、回答者がインターネット利用者に限られる点など課題もある。

（『新・社会福祉士養成講座⑤社会調査の基礎（第3版）』中央法規出版，2014年（以下『社会調査の基礎』中央法規出版），pp.170～171）

- 2 正しい。患者や利用者を対象者とする場合、援助—被援助という関係性からくる調査データになりやすいことを考慮し、調査をする研究者側は対象者の不安を軽減できるよう配慮する必要がある。調査依頼の段階でプライバシーの確保はもちろん、対象者が調査を引き受けなくても現実に影響が出ないことを考慮するなどの工夫が必要になる。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，p.122）

- 3 誤り。調査対象者が研究者のもともとの知り合いである場合には信頼関係をもとに深いデータを得られやすいかもしれないが、同時に「わざわざ言わなくてもいいだろう」という暗黙の了解が生じて言語化しない事態や、調査終了後の利害を双方が考えた上でのデータになるおそれがある。知り合いでない人が調査対象者となる場合、調査終了後の利害が少ないことから詳細なデータを得られることもある。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，p.122）

- 4 誤り。社会調査協会が定めた「社会調査協会倫理規程」第7条にあるように、調査者は調査対象者が年少者である場合、特に人権に配慮し、調査対象者が満15歳以下である場合には、保護者もしくは学校長などの責任ある成人の承諾を得る必要がある。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，p.159）

- 5 正しい。選択肢のとおり。社会調査協会が定めた「社会調査協会倫理規程」第3条にあるように、調査対象者の協力は、自由意志によるものでなければならず、調査協力依頼時には、誤解を招くようなことがあってはならないとされている。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，p.159）

問題 85 正答 3

- 1 誤り。調査データはデータ開示の要求に応じるために、一定期間保存する必要がある。日本社会福祉学会研究倫理指針では、「調査用紙（質問紙）および結果データは開示要求に対応すべく、最低5年は保存されなければならない」と示されている。

- 2 誤り。人種・エスニシティに関する質問をしてはいけないことはない。ただし、社会調査協会が定めた「社会調査協会倫理規程」第6条には、「会員は、調査対象者をその性別・年齢・出自・人種・エスニシティ・障害の有無などによって差別的に取り扱ってはならない」と示されており、差別的な取り扱いがないよう留意する必要がある。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.158～163）

- 3 正しい。事例研究の場合、実名は個人情報保護の観点から非公表で行われることが一般的であるが、適切な手続きであれば実名での報告も認められる。日本社会福祉学会研究倫理指針では、「当事者から実名公表の承諾を文書で得ている場合にはその旨が明示されなければならない」と示されている。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.158～163）

- 4 誤り。社会調査のアーカイブ・データは、場合によっては二次利用が可能である。社会調査協会が定めた「社会調査協会倫理規程」第4条には、「会員は、当初の調査目的の趣旨に合致した2次分析や社会調査のアーカイブ・データとして利用される場合および教育研究機関で教育的な目的で利用される場合を除いて、調査データが当該社会調査以外の目的には使用されないことを保証しなければならない」と示されている。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.158～163）

- 5 誤り。調査目的を明確にただけでは利用者の不利益への十分な配慮ができたとはいえない。日本社会福祉士会の「社会福祉士行動規範」では、「社会福祉士は、社会福祉に関する調査研究を行い、結果を公表する場合、その目的を明らかにし、利用者等の不利益にならないよう最大限の配慮をしなければならない」と示されている。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp.18～20）

問題 86	正答 3
-------	------

- 1 適切でない。活動の魅力と活動の時間帯の2つの内容が1つの質問に入っており、ダブルバーレルな質問となっている。ダブルバーレルな質問は、回答者が答えにくいいため、避けなければならない。内容ごとにそれぞれの質問項目にするべきである。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp. 68～70)

- 2 適切でない。調査は回答者の意向を把握するために実施するものであり、参加を促すために実施するのではない。誘導的な質問は避けて参加の意向を把握することが望ましい。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp. 68～70)

- 3 適切。リッカート尺度とは、例えば、「1. 活動したくない」「2. どちらかといえば活動したくない」「3. どちらかといえば活動したい」「4. 活動したい」など、一定の間隔の順序尺度で意向や意識を把握する方法であり、把握方法としては適切である。この方法のほか、意向の有無を「はい」「いいえ」で聞く方法や自由回答で聞く方法、また、複数項目で尺度としたもので測定する方法もある。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, p. 78)

- 4 適切でない。回答者はDさんがあげた3つ選択肢以外の理由を考えている場合がある。また、複数の選択肢にあてはまる場合もあり、3つの中から必ずどれか1つを選ぶことは適切ではない。複数の選択肢から1つのみを選んで答えてもらう場合、どの回答者も1つの回答のみにあてはまるように留意して選択肢を作成する必要がある。選択肢の中に「その他」を加えておく場合もある。回答者に負担とならないように、選択肢の数を検討することも大切である。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp. 68～70)

- 5 適切でない。所得や学歴など個人属性は、答えたくない人も多く、必ず回答するよう強制するのは適切でない。配置場所は、基本属性を最初のページにおく場合もあるが、回答者が属性を記すことにためらい、その後の質問を答えてくれないリスクもあることから、調査票の一番最後におくことが多い。いずれにせよ、質問の順序にも留意して、質問紙を作成することが大事である。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp. 68～70)

問題 87	正答 5
-------	------

- 1 誤り。順位相関係数は、2つの変数がともに順序尺

度の変数である場合の相関関係を示すものである。順序尺度とは、「1. 軽度」「2. 中度」「3. 重度」のように、順序を示す尺度である。1と2の差と、2と3の差は等しいとは限らず、順序の情報のみを含む尺度である。

- 2 誤り。ピアソンの積率相関係数は-1から+1の値となるため、負の値となることもある。相関係数が負の値となるのは、2つの変数において、一方の変数が大きくなれば、もう一方の変数が小さくなる場合である。

- 3 誤り。順位相関係数は、ピアソンの積率相関係数と同様に-1から+1の値となる。

- 4 誤り。ピアソンの積率相関係数は直線的な相関の強さを示すものであり、正の相関であれば、散布図で右上がり、負の相関であれば右下がりとなる。U字曲線の相関の強さはピアソンの積率相関係数では測ることができず、ピアソンの積率相関係数で相関がないと判断された場合でも、U字曲線の相関があることもあるので留意が必要である。

- 5 正しい。相関係数は、用いたデータの単位による影響を受けず、-1から+1の値となる。2変数(xとy)のピアソンの積率相関係数(r_{xy})は不偏共分散(S_{xy})をそれぞれの変数の標準偏差($S_x S_y$)で割ったものであるため、それぞれの変数の測定単位に影響を受けない。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp. 93～100)

問題 88	正答 4
-------	------

- 1 誤り。標本調査で得られたデータを計算した統計量は、標本統計量であり、母集団の統計量ではない。母集団の統計量は標本統計量から推定したり、母集団の性質に関する仮説を検定することにより求める。

- 2 誤り。希望者だけに質問紙を配布した調査であるため、母集団は全生徒とはいえない。母集団とは調べようとしている対象全体のことをいう。全生徒の中から無作為に抽出した生徒に質問紙を配布すれば、母集団は全生徒といえる。

- 3 誤り。全数調査であれば対象となったすべてが母集団といえるが、標本調査は全数調査の一部であり、標本全数を母集団ととらえることは適切ではない。

- 4 正しい。層化抽出法とは性別や学年別などいくつかの層に分け、その中から母集団の各層の割合に応じて無作為に抽出する方法のことであり、無作為抽出法の1つである。無作為抽出されていれば、標本統計量か

ら母集団の統計量を推定できる。

- 5 **誤り**。母集団全体の名簿がなくても、母集団から標本を無作為に抽出できる。例えば、東京都23区からまずいくつかの区を無作為に選び、選ばれた区の55歳を対象とした調査を実施するような二段抽出法による場合は、選ばれた区の名簿だけが必要であり、東京都23区（母集団）全体の名簿は必要ではない。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp. 56～60）

問題 89	正答 4
-------	------

- 1 **適切でない**。会話分析の際、秒単位の沈黙や何気なく出た言葉なども重要な意味をもつことから、気になったところだけでなく、すべて記録する必要がある。逐語記録の作成には、実際の面接時間の数倍を要するため、機器を用いて負担を少しでも少なくするとよい。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，pp. 141～142）

- 2 **適切でない**。録音していたとしても、それが完全とはいえず、重要な情報は回答者の話す内容だけでなく、回答者の表情や身振りなども回答者の考えや経験を理解する有力な手がかりとなる。記録にあたっては、記憶が確かなうちに必要な補足を入れ、実際の様子が再現できるような記録であるように心がけなければならない。

（『MINERVA社会福祉士養成テキストブック⑤社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，2010年（以下『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房），p. 100）

- 3 **適切でない**。社会調査協会が定めた「社会調査協会倫理規程」第8条にあるように、調査において記録機材を用いる際、対象者に調査の前または後に機材を使用することを知らせなければならない。また、対象者から要請があった場合、当該部分の記録を破棄または削除しなければならない。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，p. 159）

- 4 **適切**。フィールドノートには、観察者が直接観察したこと、解釈、研究テーマ、個人の日記などに区分して記録しておく必要がある。記憶が鮮明なうちに速やかに記録することが求められる。後日、間違いや勘違いに気づいたとしても、記録として残しておく。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p. 105）

- 5 **適切でない**。対象者から録音・録画機器の使用について了解を得て使用したとしても、その場の雰囲気などは記録しづらいことから把握できないこともある。また、撮影できる範囲にも限りがある。したがってその場の感覚など観察者側から見たことや気づいたこと

などを記録するフィールドノートの作成は不可欠である。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p. 105）

問題 90	正答 1, 4
-------	---------

- 1 **正しい**。グラウンデッド・セオリー（GT）に代表されるようにデータの解釈の積み上げで研究者独自の概念をつくり出すことを「概念の生成」という。一方、それに対してベルトー（Bertaux, D.）が提唱したのが、既に存在している概念や理論的枠組みを用いたり再定義したりする「概念の転用」である。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，pp. 160～161）

- 2 **誤り**。KJ法は文化人類学者の川喜田二郎によって開発され、グラウンデッド・セオリー同様、社会科学全般で用いられている。2つはよく似ているが、KJ法はデータ収集と分析を別に行うところが異なる。またKJ法は、データの分類と集約を通して、分析前には気がつかなかった新しい意味のまとまりとして創造的につくり出すところに特徴がある。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，p. 140）

- 3 **誤り**。インタビュー（面接）調査において優先すべきファイリングの基準としては日付順よりも対象者別である。また、複数の機関・施設にまたがる対象者にインタビューした場合は、機関・施設ごとにファイリングした上で対象者ごとに分類すればよい。データ分析時に必要な書類をすぐに探し出せるよう工夫しておくことが重要となる。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p. 152）

- 4 **正しい**。コーディングは質的調査における分析の大きな中核をなす作業である。質的データを意味の単位で区切ってそれに名前やラベルを付ける作業や過程であり、この作業によってデータの資料を圧縮することになる。なお、量的調査でのコーディングとは、コンピュータで統計処理ができるように回答に数値を付与することを意味する。

（『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房，p. 153）

- 5 **誤り**。同僚やスーパーバイザーの意見を仰ぐことは「ピアチェック」といい、一方、対象者に結果を見せることは「メンバーチェック」という。これらは、調査の妥当性を確保する手段の1つである。両方とも分析のどの段階で行うのか、また実施にあたっての決まりもない。両方、片方、もしくはどちらも行わないなど研究者の判断に委ねられている。

（『社会調査の基礎』中央法規出版，p. 149）

相談援助の基盤と専門職

問題 91	正答 2
-------	------

- 1 誤り。1982年に発表された「パークレー報告」の正式名は「ソーシャルワーカー：任務と役割」であり、それではコミュニティソーシャルワークの充実のためのソーシャルワーカーの役割が示された。コミュニティ重視の福祉サービスの提供について指摘したのは、1968年の「シーボーム報告」である。
- 2 正しい。1988年に発表された「グリフィス報告」の正式名は「コミュニティケア：行動のための指針」であり、今後のコミュニティケアの方向性として要援護者が施設ではなく居家で生活できるよう支援することが示されている。これを踏まえ、1990年に「国民保健サービス及びコミュニティケア法」が成立した。
- 3 誤り。1968年に発表された「シーボーム報告」の正式名は「地方自治体と関連する対人福祉サービスに関する委員会報告書」であり、1970年の「地方自治体社会サービス法」と相まって、コミュニティ重視の福祉サービス提供が志向されるようになった。コミュニティソーシャルワークの充実のためのソーシャルワーカーの役割が示されたのは、1982年の「パークレー報告」である。
- 4 誤り。1990年の「国民保健サービス及びコミュニティケア法」は1988年の「グリフィス報告」を受けて成立したものである。これにより、地方自治体によるコミュニティケア計画の策定と住民の適切なニーズ把握、ケアマネジメントシステムの導入によるサービス提供が行われることとなった。
- 5 誤り。イギリスでは2000年以降、コミュニティワーカーが「コミュニティ・ディベロップメント・ワーカー（CDW）」と称されるようになってきており、地域における社会資源開発や地域住民への支援のさらなる充実が期待されている。また、従来の行政機関中心のソーシャルワークから、民間部門によるソーシャルワークが大きな役割を果たすようになってきている。

（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職（第3版）』中央法規出版、2015年（以下『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版）、p. 207）

してきわめて重要な位置を占めている。ソーシャルワークにおける専門職の判断・言動は権利擁護の価値に沿う必要がある。したがって権利擁護の過程では、対象者の意思と主体性が十分に尊重された上で、保護的な対応ではなく、エンパワメントされることが求められる。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版、p. 111）

- 2 正しい。アドボカシーは狭義の権利擁護である。社会福祉では、直接の支援及びエンパワメントを通じて、個人やコミュニティの権利を守ることを意味する。直訳では「代弁」とされるが、ソーシャルワークでは権利剥奪の状態にある人々の権利主体としての立場を回復させるような支援も含まれる。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版、p. 112）

- 3 誤り。選択肢はクラスアドボカシーの説明である。ケースアドボカシーは、ミクロレベルに焦点化されており、クライアントの人権を十分に尊重しながら福祉サービスを利用できるようにすることである。なお、ケースアドボカシーは事前的対応（予防的対応）と事後的対応の2つに区別される。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版、pp. 113～114）

- 4 誤り。選択肢はケースアドボカシーの説明である。クラスアドボカシーは、マクロレベルに焦点化されており、政策・実践・法律などを変化させるようなはたらきかけや、ある特定の社会階層や属性に属する人すべてにとってよい影響が与えられるような活動である。なお、クラスアドボカシーもケースアドボカシーと同様に事前的対応（予防的対応）と事後的対応の2つに区別される。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版、pp. 113～114）

- 5 誤り。成年後見制度や日常生活自立支援事業は、マクロレベルにおける予防的な権利擁護に該当する。マクロレベルにおける予防的な権利擁護には、権利侵害の状態に陥る可能性の高い人々に対して、社会全体の偏見・差別を解消していくことや、予防的に権利擁護がなされるための制度・政策を創設することが含まれる。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版、p. 116）

問題 92	正答 2
-------	------

- 1 誤り。権利擁護は、ソーシャルワーク実践の価値と

問題 93	正答 4
-------	------

- 1 誤り。セツルメント運動は、社会環境へのはたらき

かけという視点を有しているが、機能主義学派の基礎理論の形成に貢献したのは、ランク（Rank, O.）の意志心理学である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.70～73，久保純貴・副田あけみ『ソーシャルワークの実践モデル——心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店，2005年，pp.17～32）

- 2 誤り。むしろセツルメント運動は、社会構造が貧困等の諸問題を生み出すことを明らかにするために、また、地域の実情をつぶさに把握し、社会改良の世論を喚起する手段として、社会調査を積極的に実施・活用した。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.55～57）

- 3 誤り。セツルメント運動の実践家（セツラー）たちは、スラム街等の住民に対し、隣人あるいは同胞としての人間的な接触や交流運動を重視していた。このような対等の協力関係を基礎としながら、地域の福祉の増進に向けて多くの活動を実践していった。

（『MINERVA社会福祉士養成テキストブック②相談援助の基盤と専門職』ミネルヴァ書房，2010年，pp.33～34，『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.56～57）

- 4 正しい。選択肢のとおり。セツルメントで実践されていたグループ活動は、グループ体験を通して参加者が社会の改善に寄与していこうとするような主体性を身につけることを目指していた。コイル（Coyle, G. L.）は、自らのセツルメントやYWCAでの実践経験をもとに、グループワークを理論化していった。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.57～59，p.73）

- 5 誤り。慈善組織協会は、地域の中で恣意的に慈善活動を展開していた諸組織や諸個人の情報交換や協力・連携体制の確立を目指して設立されており、その面においてはコミュニティワークやソーシャル・アドミニストレーションの先駆けとなっている。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.55～59）

問題 94	正答 1
-------	------

- 1 正しい。オ布莱エン（O'Brien, J.）は、アメリカの権利擁護運動家である。彼は、障害をもった人々に対する社会の反応として、「人間性の剥奪（あたかも、完全な人間よりも劣っているかのように、処遇すること）」「年齢不相応（あたかも、いつまでも子どもであるかのように、処遇すること）」「孤立化（価値あるコミュニティ、価値ある人たちが、障害をもつ人を隔離すること）」という3つをあげ、ノーマライゼーションの原理は、これらの反応の改革を可能とするとしている。

（中園康夫『ノーマライゼーション原理の研究』海声社，1996年，

p.104）

- 2 誤り。障害をもった人たちの社会的役割の価値を高めることで、障害をもった人たちが文化的な生活を営むことのできる社会を目指したのは、ヴォルフエンズベルガー（Wolfensberger, W.）である。ニリエ（Nirje, B.）は、障害をもった人たちの生活のリズムと、生活環境や生活条件を当たり前にすることを目指した。
- 3 誤り。ノーマライゼーションの考え方は、デンマークの行政官であるバンク・ミケルセン（Bank-Mikkelsen, N.）が、知的な障害をもった子どもの生活環境の改善を当たり前にすることを目指した活動を通して発展した。
- 4 誤り。世界人権宣言は1948年に採択されたが、ノーマライゼーションは、デンマークの1959年法の内閣行政令の中ではじめて述べられており、時代が異なる。なお、ノーマライゼーションの理念は、1981年の国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」を支えている。
- 5 誤り。ソーシャルワークのグローバル定義は、2014年のメルボルンでの国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会で確定した新たな定義である。ナショナル（国）、リージョナル（地域）レベルの定義が認められたことなどに特徴があるが、ノーマライゼーションについての言及はされていない。

問題 95	正答 3
-------	------

- 1 適切でない。公益社団法人日本社会福祉士会倫理綱領の「倫理基準1）利用者に対する倫理責任」の「3（受容）」からみて、インテーク段階であるので、E社会福祉士はFさんの相談内容をしっかりと聞き、受け止めることが必要であり、制度説明をするタイミング・状況ではない。また、「4（説明責任）」からみても、最初から詳細な制度説明を行うことは適切な情報提供にあたらない。
- 2 適切でない。公益社団法人日本社会福祉士会倫理綱領の「倫理基準1）利用者に対する倫理責任」の「10（情報の共有）」からみて、Fさんの相談内容によっては、E社会福祉士は関係機関等との連携や情報共有が必要となる可能性も考えられ、地域包括支援センター内に限定することは適切ではない。秘密保持は「倫理基準」にも明記されているが、それは情報を外部機関へ漏らさないという意図ではない。

- 3 **適切**。公益社団法人日本社会福祉士会倫理綱領の「倫理基準1）利用者に対する倫理責任」の「4（説明責任）」からみて、社会福祉士は、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認しなければならない。もし地域包括支援センターで対応する相談内容ではないと判断できるならば、より適切な関係施設・機関に関する情報をクライアントに提供する必要がある。
- 4 **適切でない**。公益社団法人日本社会福祉士会倫理綱領の「倫理基準1）利用者に対する倫理責任」の「5（利用者の自己決定の尊重）」からみて、社会福祉士は、クライアントの自己決定を尊重し、自らの権利を十分に理解、活用できるよう支援しなければならない。Fさんが今後も息子と2人で暮らしたい意向なのかまでは明確になっておらず、インテーク段階において社会福祉士が具体的な助言・指導を行うことは適切とはいえない。
- 5 **適切でない**。公益社団法人日本社会福祉士会倫理綱領の「倫理基準1）利用者に対する倫理責任」の「3（受容）」「5（利用者の自己決定の尊重）」からみて、社会福祉士はクライアントの相談に対して、最初から助言することは適切ではない。息子と話し合う機会が必要となる可能性はあるが、問題解決を家族内で完結させることを勧める対応では、社会福祉士に相談できる内容・条件が限定され適切とはいえない。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.145～147，公益社団法人日本社会福祉士会倫理綱領）

づく共生が目指される。生活を営む場で優位を占める文化や生活習慣を習得してもらうにはたらしかけることは、それぞれの文化やアイデンティティを否定することにもつながるため注意が必要である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.28～29，pp.133～135）

- 3 **正しい**。ソーシャルワークの実践現場は社会福祉士が所属する機関や組織だけではない。国際的なレベルで生じる問題を、世界共通の普遍的な価値であるところの人間の尊厳と社会正義にかかわる課題として認識し、国際的な連帯のもとで対処しようとするグローバルな視野が求められる。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.144～147）

- 4 **正しい**。多くの在留外国人に対して、就労支援・安定雇用確保が課題になっているが、韓国・朝鮮籍の人の場合には、65歳以上の老年人口割合が20%を超えているという他国籍の人にはない特徴がみられ、高齢化対策が課題となっている。

（加藤博史編著『福祉とは何だろう』ミネルヴァ書房，2011年，pp.35～38）

- 5 **誤り**。これまで西洋諸国が展開してきた植民地主義や支配への反省に基づき、世界の各地域・民族に根ざし、これらの人々が集団レベルで長期間受け継いできた知に耳を傾け、学ぶ姿勢のもとで、ともに協力してソーシャルワークの知を作り出し、適切に実践していくことの必要性が説かれている。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，p.30）

問題 96	正答 3, 4
-------	---------

- 1 **誤り**。この文書の導入部分では、グローバル化の進行により、すべての民族とコミュニティに利益と不利益の両方がもたらされ、ソーシャルワーカーは不利益を被った人々に出会いがちであることを示唆している。その上で、ソーシャルワーカーが、グローバル化のよい面を伸ばし、不利益を最小限に抑制するために何をすべきかについて実践的な提案をしたいと述べている。

（国際ソーシャルワーカー連盟『国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）ポリシーペーパー「国際方針文書」——多様な社会問題に対する国際的な視点』日本ソーシャルワーカー協会，2011年，pp.24～25）

- 2 **誤り**。ソーシャル・インクルージョンでは、各人の文化的背景や生活習慣を最大限認め、尊重することを前提としながら、社会や地域で権利を侵害されことなく生活していくこと、すなわち、多様性の尊重に基

問題 97	正答 3, 5
-------	---------

- 1 **適切でない**。祖母への対応について、地域包括支援センターと連携をとるのは妥当であるが、祖母の状況を実際に確認しないまま、Gスクールソーシャルワーカーが単独で施設入所に向けての援助を開始するのは時期尚早である。
- 2 **適切でない**。自立援助ホームは、虐待などによって家庭で生活できない子どもの緊急避難的な場所であり、義務教育を終了した原則15歳～20歳の児童が対象である。したがって、妹の年齢から当該施設の活用は考えにくい。また、妹がどのような養育状況にあるのか、H君の話だけでは情報が少なく、判断するのは性急である。
- 3 **適切**。離婚の経緯や、母親の現在の生活状況が不明ではあるものの、母親はH君一家にとって、具体的には妹の一時養育など、インフォーマルなサポートの担い手として十分想定されうる。少なくとも確認するこ

とは必要である。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, p. 48)

- 4 **適切でない。**H君が「家族の面倒をみられるのは自分しかない」と判断したことに対しての真意を確認することなく、退学に向けて促すのは早急な対応である。H君がそのように思わざるをえない状況にあることへの共感の態度や、本人の問題解決に向けた意欲（ストレングス）への評価という視点が必要である。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp. 182～185)

- 5 **適切。**父親の失業に伴う経済的支援や精神疾患の状況把握、就労支援などについては、ほかの専門のソーシャルワーカーに協力を依頼するのが妥当である。このような多問題家族の場合は、Gスクールソーシャルワーカー単独ではなく、複数のソーシャルワーカーの連携による包括的な援助が求められる。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp. 250～259)

相談援助の理論と方法

問題 98	正答 1, 5
-------	---------

- 1 正しい。生活モデルがそれまでの治療モデルと異なっているのは、身体的・精神的側面としての内的環境と、家族や友人といった対人関係を媒介としたミクロレベルの外的環境及び個々人には還元できない社会・経済・政治・文化といったマクロレベルの外的環境という、内的・外的環境という2つの環境の意義を問うているところにある。

(福祉臨床シリーズ編集委員会編『社会福祉シリーズ⑦相談援助の理論と方法Ⅰ(第2版)』弘文堂、2014年(以下『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂)、p.59)

- 2 誤り。生活モデルは、クライアントの環境に焦点が当てられるのであり、周囲の人間に理解を求めたり、設備などの改善を促していったりすることが主眼となっていく。選択肢のように「クライアントの欠陥部分の治療を優先」するのは、治療モデルの特徴である。治療モデルは、クライアントの欠陥部分や能力的にできないことを治療したり、訓練していくことに重点がおかれる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂、p.63)

- 3 誤り。生活モデルにおいては、人間の生活あるいは人生は、2つの側面から成立していると考えている。1つは空間的側面である。人間は、所属する環境と相互に影響を与え合いながら、一定の生活空間の中で生息している。もう1つは、時間的側面であり、その中でさまざまな成長課題と生活課題を達成することが余儀なくされる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂、p.18)

- 4 誤り。代表的なアセスメントツールである「エコマップ」は、たしかに生活モデルの考え方に基づいて開発されたものではあるものの、実際にそれを作成したのはハートマン(Hartman, A.)である。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂、p.175)

- 5 正しい。たしかにソーシャルワークは、第一義的には、対人関係を扱うものであるが、一方で社会的公害や技術的公害による環境剥奪が生活ストレスを増大させ、世界各地で戦争や災害などの「恐怖」と「欠乏」をも生み出していることについても、十分に関心を払っていくことになる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂、p.20)

問題 99	正答 2
-------	------

- 1 誤り。ストレングスには身体機能的能力の側面も含まれており、例として日常生活動作(ADL)や手段の日常生活動作(IADL)における能力などがある。選択肢の記述のような、精神・心理的側面だけを重視するのではなく、身体機能や外部環境を含む幅広いストレングスを総合的にとらえる考え方である。

- 2 正しい。ストレングスの考え方における肯定的な心理的状況の例として、夢、自信、目標、意欲、抱負、希望、好み等があげられている。ストレングス視点の支援では、クライアントを「主体」としてとらえ、その主観性や実存性を尊重しながらかかわっていくことが重要である。

- 3 誤り。ストレングスの考え方では、地域社会はオアシスとしてとらえられており、選択肢にあるような競争社会としての側面は強調されていない。地域社会における人的資源としては、子ども、友人、近隣等があり、物理的資源としては、資産や働ける場などがあるとされている。

- 4 誤り。ソーシャルワークにストレングスの考え方を活用することの意義としては、パートナーシップを構築すること、クライアントの動機づけを高めること、通常の実践方法として認識することができるようになることがあげられており、選択肢にあるパターンリズムはこれらが示す内容と整合しない。

- 5 誤り。医学モデルとは異なる考え方の1つの根拠となったのが、ストレングスである。人と環境との関係を強調する生活モデルに基づいたソーシャルワーク理論はストレングスの視点によってより確固たるものとなった。

(『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ(第3版)』中央法規出版、2015年(以下『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版)、pp.31~32)

問題 100	正答 1
--------	------

- 1 正しい。問題解決アプローチは、診断主義アプローチ(後の心理社会的アプローチ)と機能的アプローチの折衷アプローチとして、シカゴ大学に所属していたパールマン(Perlman, H.H.)によって提唱された。自我心理学における人間がもつコンピテンスの考え、人

間の学習過程を問題解決過程としてとらえた教育学者デューイ (Dewey, J.) の合理的問題解決論, シンボリック相互作用論, 役割理論の成果を摂取して展開されたアプローチである。

- 2 **誤り**。問題解決アプローチは、問題を解決するのはクライアント自身であると考え。ワーカーは、クライアントが取り組む問題を明確化するとともにクライアントがもつ能力を適切に把握する。このように問題解決アプローチはクライアントとワーカーが共に歩む点に特徴があり、問題を解決するためにはプロセスと時間を要する。瞬時に解決できるアプローチではない。
- 3 **誤り**。選択肢の記述は、課題中心アプローチの説明である。課題中心アプローチは、人には課題を解決しようとする能力があると考え、クライアントと援助者が共に課題を設定し、解決のために取り組む点に特徴がある。問題解決アプローチは、人間を潜在的問題解決者にとらえ、ソーシャルワークを「好ましくない状態から好ましい状態への移行を含む」問題解決過程としている。
- 4 **誤り**。選択肢の記述は、エコロジカルアプローチの説明である。人は環境との相互作用すなわち家族、近隣、職場、地域などの環境との関係によって生活していると考え。このアプローチの特徴は、クライアント個人の問題としてとらえたり、クライアントと環境を切り離して考えるのではなく、クライアントと環境の双方にアプローチする点にある。
- 5 **誤り**。選択肢の記述は、危機介入アプローチの説明である。危機介入アプローチは、人は本来、危機的な状況から脱する力をもっているが、本来もっている力では対応しきれないほどの危機が発生した場合、どのように対応すればよいかわからなくなってしまう。このアプローチは、本来の力を発揮しながら危機状態を脱出できるようはたらきかける点に特徴がある。

(『MINERVA社会福祉士養成テキストブック③ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, 2011年 (以下『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房), pp. 124~128)

問題 101	正答 5
--------	------

- 1 **誤り**。エンパワメントアプローチでは、クライアントの無力感を生み出す社会構造を理解するのはクライアント自身である。ソーシャルワーカーがいくら無力感を生み出す社会構造を解析しても、クライアントがその社会に対峙できる準備ができるわけではない。

- 2 **誤り**。選択肢の記述は、ソーシャルアクションの説明である。エンパワメントアプローチでは、クライアントの主体性の回復を重視し、対等なパートナーシップを形成することが求められる。
- 3 **誤り**。エンパワメントアプローチは、ソーシャルワーカーが指導的立場に立つのではなく、対等なパートナーシップを形成することを重視している。ソーシャルワーカーはクライアントの独自性を尊重した上で、協同して問題解決に取り組む必要がある。
- 4 **誤り**。エンパワメントアプローチでは、クライアントが自らの潜在能力に気づくことが重要である。ソーシャルワーカーがクライアントの痛みに共感することは、エンパワメントアプローチの最初の段階としてのパートナーシップ形成には効果があるが、抑圧する社会に挑戦する段階で寄り添う関係を重視しているわけではない。
- 5 **正しい**。エンパワメントアプローチは、クライアント自身の主体形成が重要であり、潜在能力を高め、抱える問題や課題、そして抑圧的な社会に対峙することに焦点がおかれている。

(仲村優一、一番ヶ瀬康子、右田紀久恵監／岡本民夫、田端光美、濱野一郎、古川孝順、宮田和明編『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規出版, 2007年 (以下『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規出版), p. 671, ミネルヴァ書房ワークブック編集委員会編『社会福祉士合格ワークブック2015 専門科目編』ミネルヴァ書房, 2015年, pp. 107~108)

問題 102	正答 2, 3
--------	---------

- 1 **誤り**。実存主義アプローチは、たしかに「疎外」といったクライアントの実存的な苦悩に焦点が当てられるものの、その援助過程においては、クライアントが家族や友人といった「他者」との間に、緊密なつながりを形成することを促していく。
- 2 **正しい**。「選択の自由」「傾注」「苦悩における意味」といった概念は、実存主義アプローチにおける基本的な援助概念である。これらの概念は、それぞれ、実存主義思想から導き出されており、そのうちの「苦悩における意味」は、クライアント自身が「苦悩すること」を強調しており、その苦悩を肯定するという援助の概念である。これは、他のアプローチの多くにはみられない独自なものとなっている。
- 3 **正しい**。「疎外」は、実存主義アプローチが対象にしていく、クライアントにみられる現象である。「疎外」に悩むクライアントは、他者から孤立することによって、自らが進むべき方向性を見失っている。ソー

シャルワーカーは、クライアントがその重要な他者（家族や友人等）との間に「つながり」を形成していくことを促すことで、彼らが新たに自らが進む方向性を見出していくことを可能にしていく。

4 **誤り**。実存主義アプローチが提唱され始めた年代は1960年代である。また、実存主義アプローチが強調しているのは、自己の存在に関心をもつ主体的な存在としての人間である。なお、クライアントの意思を強調しているのは、ランク（Rank, O.）の影響を受けた、機能的アプローチである。

5 **誤り**。実存主義アプローチは、合理主義や実証主義による客観的な人間理解を否定し、近代科学技術進展の結果による人間の自己喪失を批判しており、選択肢の記述とは対極の位置づけである。

（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ（第3版）』中央法規出版，2015年（以下『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版），pp. 186～187）

問題 103	正答 5
--------	------

1 **誤り**。選択肢の記述は、実存主義アプローチに関する説明である。実存主義アプローチは合理主義や実証主義による客観的な人間観を否定し、自己の存在に関心をもつ主体的な存在としての人間を強調するところに特徴がある。代表的な論者にはクリル（Krill, D.）がいる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp. 186～188）

2 **誤り**。選択肢の記述は、エンパワメントアプローチに関する説明である。エンパワメントアプローチはソロモン（Solomon, B.）によって注目を浴び、ポストモダンイズムの影響を受けつつ、パワー、パワーレスネスを重要概念とする。今日では、エンパワメントはソーシャルワーク専門職の主要な役割として定着している。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp. 174～177）

3 **誤り**。選択肢の記述は、解決志向アプローチに関する説明である。解決志向アプローチはバーグ（Berg, I. K.）、シェザー（Shazer, S. D.）といった短期療法の流れを汲むアプローチである。解決構築やソリューション・フォーカストを重要概念とし、またミラクル・クエスションなど特徴的な質問法を用いる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp. 190～191）

4 **誤り**。精神分析学の影響を受けて発展したアプローチは選択肢のとおり心理社会的アプローチだが、クライアントが語る物語を支援の焦点としたのは、社会構成主義を理論基盤とするナラティブアプローチであ

る。ナラティブアプローチでは、問題が染み込んだ物語であるクライアントのドミナント・ストーリーを新たな物語としてのオルタナティブ・ストーリーへと拡張、変容させていくことを支援の焦点とする。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp. 178～181）

5 **正しい**。選択肢のとおり。危機介入アプローチを理解するためには、このアプローチの理論基盤である危機理論において予期できる危機、予期できない危機など一般的な危機のとらえ方や初期段階のアウトリーチの重要性などを学習しておくことが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp. 162～164）

問題 104	正答 2
--------	------

1 **適切でない**。初回面接において、クライアントが自身の問題をあまり話そうとしない理由として、自分自身の問題を整理できていないこと、他者に自分の問題を話すことへの不安があることという2つが考えられる。このような場合には、面接の中で問題を整理すること、またクライアントの不安を除去することが求められる。クライアントから話せない状況だからといって面接を終了するのは適切ではない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 103～109）

2 **適切**。初回面接では、クライアントからの主訴の提示、相談を受けた機関のもつソーシャルワーク機能の説明、契約が主に行われることになるが、とりわけクライアントとのラポールを形成するためにも主訴を傾聴することが重要となる。ワーカーはクライアントがもっている不安を除去しつつ、個別化してクライアントの主訴を傾聴することが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 107～109）

3 **適切でない**。クライアントから出された希望や要望は、専門的援助の必要性（ニーズ）とは必ずしも一致しているとは限らず、今回のJさんの発言のみで生活保護の申請が必要と判断するのは早計であり、福祉事務所へ行くよう助言することは適切ではない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 112～115）

4 **適切でない**。支援プランの作成は支援の契約が行われたことを意味するが、そのためにはまずクライアントの主訴を把握し、また相談を受けた機関のソーシャルワーク機能の説明が行われた上で、クライアントが支援を利用するかどうかを決定するというプロセスが必要となる。設問ではクライアントの主訴もまだ整理されていない状況であり、支援プランの作成に取りかかることは適切ではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 107～108)

- 5 **適切でない**。初回面接において、相談を受けた機関のもつソーシャルワーク機能の説明は実施すべき事項の1つである。しかしながら、この段階ではクライアントとラポールを形成するためにも、ソーシャルワークの説明は簡潔に行い、クライアントの主訴を傾聴することに重点がおかれる必要がある。クライアントの主訴の整理を行う前にソーシャルワーク機能について詳細に説明することは適切ではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 107～109)

問題 105	正答 5
--------	------

- 1 **誤り**。アセスメントは、ソーシャルワーカーがクライアントを一方的に診断するという考え方ではなく、重要なのは、ソーシャルワーカーとクライアントが協働して、クライアントのニーズを明らかにすることである。クライアントがどのような状況におかれているかを、クライアントとともに作業しながら包括的に把握していく。

(『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, pp. 46～47)

- 2 **誤り**。アセスメントにおける情報収集においては、クライアント本人以外からの情報も収集し、多方面から状況を把握する。クライアントの家族や友人のほか、ソーシャルワーカーがクライアントとの関係の中で感じたこと、気づいたことなどソーシャルワーカーの主観的な情報も重要である。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 116～121)

- 3 **誤り**。アセスメントは、クライアントが生活を継続する上でどのようなニーズがあるのか明らかにするものであり、ニーズを抱えているクライアント自身がニーズを認識することが大切である。すなわち、ソーシャルワーカーが一方的にニーズを把握し、解決するのではなく、クライアントとともに問題を認識し、解決のための方法を見つけ出すことが大切である。

(『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, p. 46)

- 4 **誤り**。アセスメントにおいてはクライアントの問題やニーズを明らかにするだけでなく、クライアントがもつ強みを把握し、クライアントの能力や強みを高めていけるよう援助する視点が求められる。このようにクライアントのプラス面を把握するということは、クライアントの尊厳を尊重することにもつながり、クライアントのモチベーションも高まると考えられている。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 116～121)

- 5 **正しい**。クライアントの問題状況を把握するためには、本人からの情報収集はもちろんのこと、関係機関の専門職などからも情報を得る必要がある。その他、家族や友人などからも情報を得ることがある。ただし、クライアント以外から情報を得る場合は、クライアントの承諾を得ておくことを忘れてはならない。

(『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, p. 48)

問題 106	正答 5
--------	------

- 1 **誤り**。プランニングの際には、クライアントの自立性を損ねないよう支援を考慮する必要があるが、家族等クライアントを取り巻く人間関係は、重要なサポート源として活用されるべきである。したがってこの選択肢の記述は正しいとはいえない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 133)

- 2 **誤り**。ソーシャルワークの援助過程においては、プランニングは、アセスメントによって具体的なニーズや支援の目的が明らかになってから実施される。必要に応じ、支援実施後のモニタリングによって計画を修正することもあるが、選択肢に記述された手続きは正しいとはいえない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 133)

- 3 **誤り**。医療機関の目的は治療であり、福祉サービスの提供や相談援助ではない。そのため、医療機関では治療計画が最優先され、ソーシャルワーカーによる援助計画は、その治療計画にそって作成されることになる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 134)

- 4 **誤り**。プランニングにおける具体的なプロセスとしては、まず、ニーズを明らかにすることが求められる。そして、支援目標を設定する。その後、これらのニーズや支援目標をもとに、どのような社会資源を、どの機関が提供できるのかなどを明らかにすることになる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 134)

- 5 **正しい**。地域を対象としたコミュニティワークでは、地域生活問題や地域特性を把握する地域アセスメントに始まり、次の段階で、住民の参加による共同討議がなされ、その結果として計画策定が行われる。

(『ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, pp. 254～255)

問題 107	正答 3, 4
--------	---------

- 1 **誤り**。ケアマネジメントにおいて、その実施者であ

るソーシャルワーカーと利用者、サービス提供者は「ともに課題に取り組む関係（パートナーシップ）」に位置づけられる。そのため、サービス実施上の支障が確認された場合はソーシャルワーカーが指導を行うのではなく、支障となる課題に対する情報を共有した上で協働して再アセスメント、支援計画の修正に取り組む必要がある。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.138～139）

- 2 **誤り**。モニタリングの目的は支援開始後の経過を観察・評価することにより、今後の支援計画の立て直し及び方向性の確認を行うことにある。またモニタリング結果は、今後の対応策を検討するために必要に応じてケア会議等で関係者と共有できるように記録としてまとめておくことが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.138～140）

- 3 **正しい**。モニタリングを行う際には、専門職的視座からの客観的評価に加え、生活主体である利用者本人やその家族の視点からサービスの満足度や状況の変化に対する評価を確認しておく必要がある。モニタリング時に利用者や家族からニーズ充足感、満足度を語ってもらうことは問題点の把握だけでなく、支援効果の実感や自らのもつ力の再認識につながることから有効である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.139）

- 4 **正しい**。モニタリングを介して利用者が不利益を被っている状況が明らかとなり、かつ利用者本人が遠慮や諦観、意思表示する力を十分に有さない状況にある場合においては、利用者の意見や意思を家族やサービス提供者に対して代弁するアドボカシー機能を発揮して、利用者の利益保護に努めることが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.138）

- 5 **誤り**。援助計画に位置づけられた「長期目標」と「短期目標」の整合性を意識しつつ、主に「短期目標」を達成するために提供されたサービスの効果、過程に着目をしてモニタリングを実施することが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.224）

的としており、クライアントのニーズや問題は従属変数となる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.239～240）

- 2 **適切でない**。集団比較実験計画法における無作為抽出とは、実験や調査の対象となる人々（標本）を同様の特徴をもつ人々全体（母集団）からランダムに抽出することである。その後、無作為抽出によって選出された人々を、援助やサービスを受ける群（実験群）と受けない群（統制群）にランダムに振り分けるが、これを無作為分配という。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.240～243）

- 3 **適切でない**。集団比較実験計画法では、援助の効果について検証するため、援助を実施する前の段階で焦点となる問題を測定するが（プリテスト）、このプリテストを受けたことを意識して対象者の問題に変化が生じる可能性がある。ソロモン4群法とはこのプリテストによる影響に対処するためのデザインであり、複数の援助方法の効果を比較するための方法ではない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.240～243）

- 4 **適切でない**。単一事例実験計画法は、1つのケース（個人や家族）だけで効果測定を行うことができることや、援助過程に応じた柔軟な対応が可能のため実践現場での活用が容易であるなど、ソーシャルワークの効果測定の方法として注目されているものの、厳密な実験デザインではないため援助と問題の解決との因果関係の確立には劣るというデメリットがある。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.243～245）

- 5 **適切**。選択肢のとおり。単一事例実験計画法では、説得力を高めるためにABAデザインなどが考えられているものの、これらの方法は支援を中断するなど倫理的問題がある。多層ベースラインデザインは、複数の場面・問題・対象において援助のタイミングをずらすことにより援助と問題解決との因果関係の説得力を高めつつ、支援を中断する必要がないため倫理的な問題にも配慮したモデルとなっている。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.243～245）

問題 108	正答 5
--------	------

- 1 **適切でない**。因果関係を検証する場合、原因となるものを独立変数（説明変数）、結果となるものを従属変数（目的変数）として設定することになる。ソーシャルワークの効果測定では、ソーシャルワーカーが行う援助活動（原因）によってクライアントのニーズ充足や問題改善が図られたか（結果）を検証することを目

問題 109	正答 3
--------	------

- 1 **適切でない**。「秘密保持」は、利用者の秘密事項やプライバシーを守ることを意味しており、選択肢はK相談員の対応を表すものとして適切ではない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂，p.36）

- 2 **適切でない**。「個別化」は、利用者を独自の存在として理解・把握することを意味しており、選択肢はK

相談員の対応を表すものとして適切ではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p. 34)

- 3 **適切**。「統制された情緒的関与」は、援助者が自他の感情に振りまわされ、問題そのものの本質を見失わないようにすることの重要性を意味している。事例におけるK相談員が「L君への感情移入が強すぎるあまり、適切な心理的距離を保てなくなることはないよう気をつけてL君とかかわっていくようにした」ことは、この原則に合致している。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, pp. 34～35)

- 4 **適切でない**。「意図的な感情の表出」は、利用者の感情表現を積極的なものとして認めていくことを意味しており、選択肢はK相談員の対応を表すものとして適切ではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p. 34)

- 5 **適切でない**。「自己決定」は、利用者の自己決定や自立性を尊重することを意味しており、選択肢はK相談員の対応を表すものとして適切ではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p. 36)

問題 110	正答 3
--------	------

- 1 **適切でない**。初回面接の目的の1つは、問題への対応に疲れ、被害を受けやすい状態にあるクライアントを叱責することではなく、クライアントとの間でラポールを形成し、問題解決についてともに取り組むことを確認し合うことにある。涙ぐみながら状況を説明しているAさんに対して、いきなり叱責することは適切ではない。

(新・社会福祉士養成講座⑥『相談援助の基盤と専門職(第3版)』中央法規出版, 2015年, p. 139)

- 2 **適切でない**。相談援助では傾聴の態度で接することが基本である。しかしながら、根拠のない安易な励ましはクライアントの自由な語りを阻害し、またクライアント自身の主体的な問題解決を妨げることにつながる危険性があるため、適切な発言とはいえない。

(一般社団法人日本社会福祉士養成校協会監, 長谷川匡俊・上野谷加代子・白澤政和・中谷陽明編『社会福祉士 相談援助演習(第2版)』中央法規出版, 2015年(以下『社会福祉士 相談援助演習』中央法規出版), p. 110)

- 3 **適切**。クライアントは問題を自分の力だけでは解決できないことを認めなければならない情けなさや恥づかしさを抱えていることから、まずはAさんの今の心情に共感を示すことが重要である。なお、面接技術については、ロールプレイを通して疑似的に体験することで、さらに理解を深めることができる。

(『社会福祉士 相談援助演習』中央法規出版, pp. 105～111)

- 4 **適切でない**。クライアントが抱えている問題の緊急度の検討は援助の初期段階で行われる。しかしながら、現段階では情報がまだまだ不十分であり、すぐに何かできるかどうかは不明であるため、適切とはいえない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 110～111)

- 5 **適切でない**。これからの取り組みについてAさんと確認し合うことは重要であるが、まずはAさんが感じているイライラやつらさに対して共感することにより気持ちを落ち着かせてもらい、その上でこれからのことやニーズを話し合うことにつなげていくことが求められる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 112～115)

問題 111	正答 2
--------	------

- 1 **適切でない**。現状における問題意識や問題解決に関する動機づけが乏しい状況にある場合であっても、積極的に傾聴や受容等のはたらきかけを行い、援助過程に引き入れる取り組みが求められる。援助過程に引き入れることにより「現状をなんとかしたい」といった動機づけが促され、信頼関係や協働体制が構築されることにより、今後の援助につながっていくこととなる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 161)

- 2 **適切**。インテーク面接では利用者やその家族からケアマネジメントに対する理解を得て、支援を開始する契約を結ぶことになる。そのため、ケアマネジメントが本人の意思に基づいて社会資源を調整し、本人が望む生活の実現を指向する目的で実施されること、そのために専門職であるケアマネジャーが介入することなどの意義をわかりやすく伝えることが求められる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 28～30, p. 35)

- 3 **適切でない**。情報を収集し、分析、再構築する作業であるアセスメントでは、介入後のリスクや変化等の結果予測を含め、長期的な視座で情報を整理していくことが求められる。特に、アセスメントの段階で利用者の意欲や能力といった要素を把握し、それらを活用することの結果予測をしておくことは、サービス利用後のセルフケアや生活に対するモチベーションの向上を図る上で重要となる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 201)

- 4 **適切でない**。援助計画は利用者の「どのように生活していきたいのか」という視点に基づいて作成されるものであるから、作成過程において利用者や家族等の

意向を確認する場を設定したり、希望に応じて本人や家族と共同で作成していくことが求められる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp.46～47)

- 5 **適切でない。**モニタリングは支援が開始された後の状況の変化や新たな課題の発見、サービスの適切性の保証を目的として、サービス提供開始後随時実施されるものであり、終結後に限られたものではない。モニタリングを行った結果、サービス実施に支障があった場合にはモニタリング結果に基づき再アセスメント、支援計画の修正が行われることになる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp.138～141)

問題 112	正答 4
--------	------

- 1 **適切でない。**フォーマル資源につなげることが必ずしもクライアントのニーズ充足に適しているわけではない。インフォーマルな資源も有効活用して支援することが重要である。
- 2 **適切でない。**現在のソーシャルワークでは、クライアントのニーズに伴い、社会資源を活用・調整・開発するニーズ・オリエンテッド・アプローチが主流である。活用できる社会資源をクライアントにあてがう支援はできるだけ避ける必要がある。
- 3 **適切でない。**同様のニーズをもつ一定の人々に対して弁護的な機能を果たす実践はクラス・アドボカシーである。ケース・アドボカシーとは、クライアントの個別ニーズに基づき、社会資源にはたらきかけて利用要件を変えたり、特別的なはたらきかけを行うことを意味する。
- 4 **適切。**社会資源開発のアクションとして、地方自治体や国の計画についての議論に参画するなど計画論的に対応し、ニーズに添った計画の事業を創出することは適切である。特に、福祉サービスの改善等のフォーマル資源にはたらきかけるには、行政計画である地域福祉計画の策定に参画し、計画の内容に盛り込むはたらきかけを行うことは有効である。
- 5 **適切でない。**社会資源の開発に対して、常にソーシャルワーカーが主体となる必要はなく、クライアントとソーシャルワーカーが協働することが求められる。協働作業を通じて、クライアントと同様のニーズを抱えた人々の存在に気づき、自らの問題解決に向けてのエンパワメントにつながる可能性がある。

(『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規出版, pp.432～435, 『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp.32～37, 相澤謙治監, 大和三重編『ソーシャルワーカー教育シリーズ③ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ』みらい, 2010年, pp.127～145)

問題 113	正答 1, 3
--------	---------

- 1 **適切。**B 社会福祉士は、Cさんとコミュニケーションが円滑に取れない状況で介護保険の話をしているが、時期尚早である。まずはCさんの介護に対する考え方や文化的背景を理解するためにベトナム人通訳に間に入ってもらい、言語だけでなく文化の橋渡しをしてもらうことが重要である。そして日常会話からお互いを理解し、ラポールを形成するのである。
- 2 **適切でない。**この段階で介護保険サービスの利用を前提にした話を行うことは適切ではない。Cさんの母国ベトナムでは日本のように保険によって介護サービスを提供する仕組みは存在せず、しかも介護は家族や近隣者が行う文化をもっていることから、いきなり日本の介護保険についてベトナム語で説明しても、理解してもらうのは困難である。
- 3 **適切。**日本に在住する外国人支援を行う上で、外国人コミュニティのキーパーソンに仲介支援に入ってもらうことは効果的である。外国人自らが自助組織やNPO等を立ち上げて運営している場合もあり、ベトナム人コミュニティも例外ではなく、日本の福祉サービスに精通して相談支援を行っているベトナム人も存在していることから、そのような人に積極的に協力を要請すべきである。
- 4 **適切でない。**外国人支援を行う上で、インフォーマルな社会資源を活用して支援を行うことは一般的には必要であるが、このケースでは、日本人との関係づくりによってCさんが抱える介護の問題が解決するわけではないため、このケースの支援としては適切とはいえない。
- 5 **適切でない。**Cさんの介護に対する文化的な背景を理解することなく、介護は家族の役割であるという考え方が間違っていると断定してはならない。日本的な価値のものとさして測ることを避け、Cさんの文化的背景に対して尊重する姿勢を見せる必要がある。

(『支援困難事例と向き合う 18事例から学ぶ援助の視点と方法』中央法規出版, 2015年, pp.11～13, 『社会福祉士 相談援助演習』中央法規出版, pp.312～315)

問題 114	正答 1, 5
--------	---------

- 1 **適切。**相談支援専門員が担う基本相談支援として、障害者本人やその家族が抱える問題に対して、関係機関との連絡調整を行うことが求められている。当該事例の場合も特別支援学校の当時の進路担当者と連絡を

とることにより、Eさんの就労に対する意識やこれまでの生活歴に対する情報収集、今後の支援に対する協力体制が構築され、チームアプローチが可能となることから適切であると考えられる。

（『新・社会福祉士養成講座④障害者に対する支援と障害者自立支援制度（第5版）』中央法規出版、2015年、p.209）

- 2 **適切でない**。Eさんの意向を確認せず、「就労が大切である」という価値観を一方的に押し付けようとすることは不適切である。相談者である父親の話を傾聴しつつ、まずは家庭訪問を行うなどしてEさんがどのような考えをもっているのかということをしかり把握することが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、p.262）

- 3 **適切でない**。父親はEさんの一人暮らしを必ずしも望んでいるわけではなく、また、専門職の判断で「一人暮らし」を提案することはEさんの自己決定権を侵すことにもなる。父親の気持ちを受容しつつ、父親をはじめとする家族がどのような思いであるのか、Eさんはどのように考えているのかということのアセスメントした上で、今後の対応をEさんを含めて検討していくことが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.170～172）

- 4 **適切でない**。相談者は父親自身であり、父親もEさんのことで精神的な負担を感じていると考えられることから、父親に対して審判的な態度をとることは適切ではない。まずは傾聴の姿勢を示し、「このソーシャルワーカーは話を聞いてくれる」という思いをもってもらうことから関係を結ぶようにする必要がある。
- 5 **適切**。家族がこれまで取り組んできたことを語ってもらい、ワーカーとともにそれを確認することは、家族が自らの力を実感し、今後も努力を継続していける力につながる。家族はよき支援者であることから、今後も支援過程にかかわっていくことができるように、家族の力を強化していくことは家族エンパワメントとしても重要である。

問題 115

正答 1

- 1 **適切**。虐待対応における初回訪問では事実確認と安全確認を目的としている。この初回訪問では虐待があるかどうかということすら判明していない状況での訪問であり、その後の支援の必要性について検討すると同時に、そのための関係構築を図ることが求められる。さらなる状況の把握と、継続的な支援とそれに向けた関係構築を視野に入れたかわりが必要である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.183～188）

- 2 **適切でない**。本事例は初回面接としての性格ももち合わせており、Gさんや夫との信頼関係構築が大きな目的の一つとして含まれる。また、夫も自身の状況について話すことへの不安を抱えていることが想定される状況において、虐待に焦点をあてて聞き取りを行い、それを批判するような対応では、信頼関係の構築は期待できず、夫から拒否的な反応を引き出してしまう可能性もあり、適切な対応とはいえない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.107～111）

- 3 **適切でない**。相談援助の原則として個別化と共感がそれぞれあげられるが、「あまり重く考えすぎない」という助言は共感が不足している。結果的に、夫から発信された支援を求める声を否定することにもつながっており、適切な対応とはいえない。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、p.109、pp.183～188）

- 4 **適切でない**。当事者組織や自助グループの支援の効果は指摘されており、男性介護者の会は夫にとって有効な支援である可能性もある。しかしながら、まだ情報が不足しており、介護者の会の参加を勧める前に、実際に虐待に該当する行為が行われているのか、行われている場合にはどのような理由があるのかということ、夫と信頼関係を構築しつつ確認していくことがまずは必要である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版、pp.107～111、『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、pp.72～80）

- 5 **適切でない**。緊急性の判断とは、被虐待高齢者の安全確認を行い、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合に緊急入院や施設入所などの保護のための措置を図ることだが、緊急性を判断することが難しい情報が不足している状況では的外れな対応となってしまう可能性もあり、現時点での施設入所の判断は時期尚早である。

問題 116

正答 4

- 1 **適切でない**。児童相談所が通告を受けたときは、安全確認は速やかに行うものとされている（児童虐待の防止等に関する法律第8条第2項・第3項）。本事例でも現時点においてJ君の様子がわからないことから、早急に安全確認を行う必要があるといえる。
- 2 **適切でない**。子どもの安全確認は、直接目視により行うことが原則であり、保育所が子どもの様子を目視により確認できていない以上、早急に家庭訪問を行う必要があるといえる。

（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改正版）」

p. 40)

- 3 **適切でない。**安全確認や調査は、調査項目の漏れをなくして重要な項目を正確に把握するなど、調査の客観化を図るため、複数の職員で対応することが原則である。

(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改正版）」p. 52)

- 4 **適切。**本事例では、J君について数日間の様子を確認できていない状況にあり、J君の安全確認を直接目視により行うために、家庭訪問を行うなどの方針を速やかに決定する必要がある。

(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改正版）」pp. 36～40)

- 5 **適切でない。**立入調査は子どもの安全確認について保護者の同意が得られない場合などに行うものであり、保護者の態度等が不明である現時点の判断としては適切とはいえない。

(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改正版）」pp. 64～66)

問題 117

正答 5

- 1 **適切でない。**Kさんの行為については、本人の障害特性と環境との関係を力動的にとらえる必要があり、また、家族に対しては事実確認を行った上で、Kさんへの叱責をお願いするのではなく、謝罪を含め誠意ある対応を行う必要がある。日頃から利用者や家族のおかれた立場を理解し、質の高い支援を提供する姿勢が求められる。

(厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」p. 9, p. 19)

- 2 **適切でない。**この事案のように、職員が行動障害等の知識や対応の技術が不十分で、力で抑え込むことしかできなかった場合などについては、当該職員への聞き取りや原因の分析を通して、再発の防止及び支援の質の向上を図る必要がある。処罰だけでは取組みとして十分とはいえない。

(厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」p. 19)

- 3 **適切でない。**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）第16条では、障害者福祉施設従事者等による虐待を発見した者に市町村への通報義務が規定されており、これは発見者が職員であっても同様である。この事案に限らず、法的な虐待か確証がない段階であっても、通報することにより事業所内での問題の抱え込みや深刻化を防ぐこともできる。

(厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」pp. 7～8)

- 4 **適切でない。**厚生労働省による「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」によると、支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することも身体拘束に含まれる。やむを得ずこれを行うときは、切迫性、非代替性、一時性の3要件すべてを満たした上で、慎重な組織的判断が必要とされるが、この場合は職員による衝動的かつけがを負わせている行動であり、これらの要件にはあてはまらない。

(厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」pp. 21～23)

- 5 **適切。**障害者虐待防止法第15条により、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、職員研修の実施や苦情処理体制の整備その他虐待防止等のための措置を講ずるものとすることが定められている。その一環として選択肢のようなサービス提供の質を高めるための策を講じることは適切な対応である。

(厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」pp. 12～13)

問題 118

正答 3, 4

- 1 **適切でない。**近隣住民同士が声をかけ合っていない、最近顔を見ていないという時にその人を訪問し様子を把握したり、支えられたかもしれない。住民が高齢化していたり、隣にどのような人が住んでいるのかわからないという状況にある団地においては、団地内や公民館に住民の交流の場を設けたり、夏祭りなどの行事を開催し、住民同士が知り合い、声をかけ合う機会を設ける活動に取り組んでいくことも必要である。

- 2 **適切でない。**孤立死は、高齢者に限らず、若者にも発生する。また、若い子どもを抱えた母親と子どもが死亡する例も発生している。公的な制度を利用していない、あるいは近隣との付き合いがないなどの理由で、誰も手を差し伸べられなかったという例もある。このように地域の希薄化に伴って発生する課題を解決するためには、民生委員のみで解決するのではなく、公的機関をはじめとする関係機関との連携が重要になる。

- 3 **適切。**民生委員、社会福祉協議会、団体内自治会、地域包括支援センターなど地域内の関係機関にはたらかかけネットワークを構築することは、ソーシャルワーカーのアプローチとして重要である。複数の関係

機関が連携した見守り活動を行えば、住民の問題が小さいうちに発見し、その情報を共有することができる。すなわち迅速な対応が可能になる。

- 4 **適切**。社会福祉の課題は複雑で多様化しており、制度上のサービスだけで対応することは難しい。こうした状況において、住民同士の支え合いが重視されている。事例によると、団地内で住民同士の交流がないことが考えられる。年齢や性別を問わず、誰もが気軽に立ち寄れる場所は、団地の住民が顔見知りになり、交流を深める拠点として期待できる。
- 5 **適切でない**。住民の異変に早期に気づくのは、電気・ガス・水道などの検針や、新聞配達や郵便配達のスタッフであることが多い。プライバシーに配慮した上で、異変があれば直ちに団地内自治会や公的機関に通報するといった連携体制を構築することが大切である。フォーマル及びインフォーマル機関のネットワークが重要になるため、避けるのではなく、積極的にかわることが望ましい。

(厚生労働省「地域における「新たな支え合い」を求めて―住民と行政の協働による新しい福祉―」)

福祉サービスの組織と経営

問題 119

正答 5

- 1 誤り。医療法人は、剰余金を配当することができないため（医療法第54条）、非営利法人に該当する。一方、法人税法上の公益法人等には該当しない法人税課税法人である。

（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営（第4版）』中央法規出版、2013年（以下『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版）、p.57）

- 2 誤り。特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動にかかる事業に支障がない限り、当該特定非営利活動にかかる事業以外の事業を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動にかかる事業のために使用しなければならない（特定非営利活動促進法第5条）。

- 3 誤り。医療法人は、社団であっても、財団であっても設立可能な点が、ほかの法人にない特徴である。しかしながら、実際には、圧倒的多数が社団の形態をとっており、2015年（平成27年）3月31日現在、99%の法人が社団の形態である。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p.57）

- 4 誤り。首都圏においては、新たに転入してきた住民を中心に自治会・町内会の加入率は低下している。また、自治会役員を持ち回りで行うような場合が多く、組織として機能していない場合が多い。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p.65、総務省「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会報告書」2014年）

- 5 正しい。選択肢のとおり。地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行い、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を社会医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p.58）

問題 120

正答 4

- 1 誤り。公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない（社会福祉法第26条第2項）。

- 2 誤り。社会福祉法人の所轄庁は原則、都道府県知事であるが、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を超えないものは市長（特別区区长含む）が、また、社会福祉法第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会の社会福祉法人においては指定都市の長が、2以上の都道府県にわたり事業を行う社会福祉法人においては厚生労働大臣が所轄庁となる（社会福祉法第30条）。

- 3 誤り。社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない（社会福祉法第36条第1項）。

- 4 正しい。選択肢のとおり。社会福祉法第36条では、選択肢の成年被後見人、被保佐人のほか、社会福祉法及び関連法の規定に違反し刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者など、役員の欠格条項が定められている。

- 5 誤り。合併できる旨が社会福祉法第48条に規定されている。社会福祉法人が合併するには、理事の3分の2以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。また、合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない（同法第49条）。

問題 121

正答 3

- 1 誤り。社会福祉法人の提供する福祉サービスでは、市場シェアや成長率が低くとも、社会や業界と連携し、そのサービスの価値を維持させることが、社会福祉法や関係各法の理念や目的の達成に寄与できると考えられるため、撤退しないほうがよい。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、pp.73～74）

- 2 誤り。福祉サービスにおいては、業界全体で連帯して社会に価値をもたらすことが望まれている側面があり、技術やアイデアは共有していくことが求められる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p.74）

- 3 正しい。福祉サービスは激しい競争にさらされていない領域が多いため、競争戦略を基礎にもつ戦略論をそのまま適用できない場合も多いが、戦略を考える際にヒントを与えてくれる。福祉サービスは業界全体で

連帯して社会に価値をもたらすことが求められる。そのため、単純に「位置取り戦略」を用いて有効な差別化を図っていくよりも、自社の経営資源に即した戦略で模倣が難しい（特化したサービス等）強みを形成していく「資源ベース（型）戦略」のほうが重要なヒントを与える戦略論といえる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.74）

- 4 誤り。位置取り戦略論は、外部環境を重視する考え方で、外部環境を精緻に分析し、その環境に適合した位置に自らをおくものである。ポジションベース型戦略とも呼ばれ、「PPM理論」「ポーターの競争戦略」「コトラの戦略」などがある。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.73～75）

- 5 誤り。資源ベース型戦略は、内部環境を重視する考え方で、内部にある固有の能力やノウハウを重視するものである。資源ベース型戦略には、「エクセレント・カンパニー」「コア・コンピタンス」「ビジョナリー・カンパニー」などがある。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.73～75）

問題 122	正答 4
--------	------

- 1 誤り。事業計画は法人の理念に基づき設定した目標を、長・中・短期と分け具現化して作成するものである。なお、内部環境の分析から、法人の理念の達成に向けた具体的取組みの作成は必要だが、長期・中期・短期の各視点と計画の作成は別に求められる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.76）

- 2 誤り。PDCAサイクルは、事業実施段階から開始し、業務の改善を行うものである。また、事業報告において、PDCAサイクルにおける未達部分の評価を落とし込むことで、次年度の事業計画立案時に、より具体的な命題を盛り込むことができる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.79，pp.90～92）

- 3 誤り。SWOT分析は内部環境と外部環境の軸と、有利な点と不利な点の軸に焦点を当てた評価手法である。内部環境の有利な点を「強み（strength）」、不利な点を「弱み（weakness）」、外部環境の有利な点を「機会（opportunity）」、不利な点を「脅威（threat）」と分類し、事業計画の作成に用いる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.71）

- 4 正しい。選択肢のとおり。事業体の理念と使命、それに基づく戦略が設定されると、目的を実現するための具体的な行動目標が必要になる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.76）

- 5 誤り。業務遂行率を明らかにすることに終始するだけの事業報告では、業務改善の課題や、目標が見えず、法人の理念の達成に近づくことができない。事業報告は、事業計画で立てられた目標に対し、PDCAサイクルに基づき意図的に作成され、目標に対する到達度の状況などの評価を盛り込み、次年度に活用されるものであることが望ましい。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.79）

問題 123	正答 3
--------	------

- 1 誤り。選択肢は、資金収支計算書の説明である。貸借対照表は、法人や事業、拠点の会計年度（4月1日～翌年3月31日）末における財政状況を明らかにする財務諸表である。

- 2 誤り。選択肢は、貸借対照表の説明である。資金収支計算書は、法人・施設の支払資金の増減に影響のある取引を記録し、その資金繰りの状況を明らかにするための財務諸表である。

- 3 正しい。選択肢のとおり。具体的には、貸借対照表の純資産の増減に影響する取引にかかる入り（収益）と出（費用）を計算するものである。

- 4 誤り。事業活動計算書と貸借対照表、それぞれの「次期繰越活動増減差額」は同額となる。事業活動計算書では、「次期繰越活動増減差額」は「前期繰越活動増減差額」に「当期活動増減差額」を加え、「基本金取崩額」や「積立金取崩額」「積立金積立額」を加減した結果である。

- 5 誤り。資金収支計算書は、収支を計算するものであり、事業活動計算書と類似しているが、資金の増減を示すことが目的であることから、減価償却のような長期間にわたる収入・支出をその帰属する会計年度に配分することは行わない。その点は、事業活動計算書と異なる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.233～240）

問題 124	正答 2
--------	------

- 1 適切でない。「福祉サービスにおける危機管理に関する取り組み指針」において、リスクについて端的に管理することで、社会福祉法における個人の尊厳や心身の健やかな育成を阻害することになるため、「自由」「安全」の二者択一ではない取組みとして、リスクの予防・軽減という視点が求められている。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.145）

2 **適切**。リスクマネジメント委員会を開催し、SHELL分析や4 M 4 E分析などの分析手法を用いて、個別事例の検討や、多数事例から管理・運用に至るまでの検討を行い、事故再発防止策を構築していく。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp. 148～149）

3 **適切でない**。業務の画一化ではなく標準化が、リスクを軽減させることにつながる。個別ケアの精度を上げるために、利用者に対する適切なアセスメントの徹底とともに、サービスの標準化として、業務手順が明確になっていること、サービス従事者一人ひとりが一定のサービス提供を行える（サービスの質の向上）ことは、リスクや苦情の軽減につながっていく。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p. 125）

4 **適切でない**。第三者評価は、事故後の賠償責任を軽減させるために用いるものではない。公正中立な第三者が福祉サービスの事業者・利用者・従事者にヒアリング等を行い、その提供するサービスについて評価をするものである。事業者はその評価をもとにサービスの質の向上に努め、利用者にはその評価が利用事業所を選択する一助となる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp. 138～141）

5 **適切でない**。リスクマネジメントの推進では、リスクマネジメント委員会の中で、職員要因・本人要因・環境要因とリスクを分類し、対策を講じるといったPDCAサイクルに基づいた運用が重要である。なお、リスクマネジメントシステムの構築には、組織トップのリーダーシップによるプロジェクトの立ち上げが重要である。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp. 148～150）

6月の労働安全衛生法の改正により、2015年（平成27年）12月より従業員50以上の事業所においてメンタルヘルスの検査（ストレスチェック）が義務化され、従事者のメンタルヘルスに対してさらなる対策が事業者者に求められるようになった。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp. 180～183）

4 **適切でない**。適切な人事管理と職場環境の向上を果たすため、キャリアパス要件を備えた介護事業所は、介護職員処遇改善加算を算定できる。介護職員処遇改善加算は、介護業務に携わる職員に対する賃金改善にあててことを目的としており、その事業所で従事する全職員に向けたものではない。しかし、キャリアパス自体は、専門職のキャリアモデルとして自身がどのような人材として立身したいかを目指せる仕組みである。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp. 206～211，日経ヘルスケア編『介護職員キャリアパス構築マニュアル』日経BP社，2010年，pp. 48～50）

5 **適切でない**。短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）において、職務遂行にかかる教育訓練や福利厚生施設の利用等に関して、正規職員と同等に扱うことが求められている。また2015年（平成27年）4月施行のパートタイム労働法の改正では、パートタイム労働者の対象範囲の拡大や、事業者を求める説明責任等が厳格化された。パートタイム労働者については、福祉サービス業界においてもその有用性を認め、人材確保と人材育成に励む必要がある。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp. 171～173）

問題 125	正答 3
--------	------

1 **適切でない**。選択肢は、遠近誤差の説明である。中心化傾向は考課結果が標準採点付近に集中してしまうことをいう。これら考課時のエラーを理解し、その対策を考えたいうえで、公正な人事考課を行うことが求められる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p. 188）

2 **適切でない**。OFF-JTは、職務を離れて行う研修のことで、職場内外で職務命令により行われるものである。事業者が職場内外を問わず自主的な勉強機会の援助等行うものをSDS（Self Development System）と呼ぶ。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p. 8，p. 200，pp. 202～203）

3 **適切**。選択肢のとおり。また、2014年（平成26年）

高齢者に対する支援と介護保険制度

問題 126	正答 1, 5
--------	---------

- 正しい。65歳以上の高齢者に占める認知症の人の数は、今後さらに増加していくことが予想され、2025年（平成37年）には20%前後となることが推計されている。こうした実態が、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」の重要な根拠となっている。
- 誤り。2010年（平成22年）において、一人暮らしの者の高齢者人口に占める割合は、男性が11.1%に対し、女性は20.3%であった。
（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p.38）
- 誤り。介護者の属性は、女性が多いにもかかわらず、虐待者では、順に息子、夫、娘という傾向になっており、男性が多い。
（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.45～46）
- 誤り。2013年（平成25年）の、65歳以上の人口に占める生活保護受給者の割合は2.76%であったのに対し、全人口に占める生活保護受給者の割合は1.67%であった。
（内閣府編『平成27年版高齢社会白書』p.19、2015年）
- 正しい。「人口推計」（総務省）では、2014年（平成26年）10月1日現在で、総人口に占める75歳以上人口の割合は、12.5%となった。男女別でみると、男性は9.9%、女性は15.0%となった。
（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p.32）

問題 127	正答 3, 5
--------	---------

- 適切でない。「求められる介護福祉士像」では、どの点を最も重視すべきかについては述べられていない。介護の目的価値として最も上位に位置づけられる理念は、人間の尊厳である。どのような状態になっても、利用者は尊厳と人権のある存在という人間観に基づいて、人生の最後まで個人として尊重され、その人らしい生活を送れるように支援していくことが求められる。
（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p.313）
- 適切でない。自立支援とは、身体的自立のみを指すわけではない。自立には、身体的自立、経済的自立、社会的自立、精神的自立などがある。介護においては、これらのさまざまな側面に対して自立を目指すは

たらきかけが重要であり、リハビリテーションやレクリエーションも含む。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p.314）

- 適切。利用者は、それぞれ生活歴や生活習慣、価値観などをもっており、それがその人らしさ（個性）につながっている。そのため、利用者の価値観や生活習慣などを尊重し、その人らしい生活を継続できるように支援することが、介護においては重要となる。
（『新・介護福祉士養成講座⑨介護過程（第3版）』中央法規出版、2015年、p.8）
- 適切でない。生活支援技術は、身体介護と生活援助に分けられる。家事援助は生活援助と同義であり、買い物や調理、掃除や洗濯などの支援を指す。また、身体介護は排泄介助、入浴介助、食事介助などADL（activities of daily living；日常生活動作）に着目した支援を指す。
（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.304～305）
- 適切。介護は、身体面、精神面、社会面、心理面などから総合的に利用者を支援していく。また、家族への指導や助言、専門職間の連携などからコミュニケーションが必要不可欠である。そのため、介護福祉士は相談援助技術を学ぶ必要があり、支援する際にはその活用が期待される。
（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.304～306）

問題 128	正答 4
--------	------

- 適切でない。食事を摂るときの姿勢では、頭部が後屈していると食べ物飲み込みにくくなる。また、咽頭と気管が直線になり、気管が開いて誤嚥しやすくなる。そのため、頭部はやや前屈した姿勢をとるほうが飲み込みやすく、誤嚥もしにくくなる。
（『新・介護福祉士養成講座⑦生活支援技術Ⅱ（第3版）』中央法規出版、2014年（以下『生活支援技術Ⅱ』中央法規出版）、p.205）
- 適切でない。片麻痺がある利用者が車いすに移乗するときは、車いすは健側に配置するため近いほうのアームサポートにつかまると、移乗動作の途中でアームサポートを握り直すことになる。そのため健側上肢で利用者に遠いほうのアームサポートにつかまってもらうほうが安全に移乗できる。
（『生活支援技術Ⅱ』中央法規出版、p.146）
- 適切でない。緑茶やコーヒーなどに含まれるカフェ

インには覚醒作用があり睡眠を妨げる。また、カフェインには利尿作用もあり、トイレに行く回数が増え、睡眠を妨げることになるため、寝る前に飲むのは避けたほうがよい。

〔『新・介護福祉士養成講座④こころとからだのしくみ（第3版）』中央法規出版，2014年（以下『こころとからだのしくみ』中央法規出版），pp. 246～247〕

- 4 適切。心疾患や高血圧、呼吸器などに疾患がある場合は、肩まで湯に浸かると水圧により心肺機能に負担がかかるため、半身浴としたほうがよい。また、湯の温度も40℃以内にとどめ、浴室と脱衣所の温度差を少なくするなどの配慮が必要である。

〔『こころとからだのしくみ』中央法規出版，pp. 189～191〕

- 5 適切でない。おむつは利用者の自尊心を傷つけ、人間の尊厳を揺るがすものであることから、最終手段として用いるものであり、失禁があったからといってすぐに使用するの^{はいせつ}は適切でない。失禁がみられた場合は、失禁のタイプを把握し、その状況に合った排泄用品や支援方法を検討する。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，pp. 395～396〕

問題 129	正答 3
--------	------

- 1 誤り。2014年（平成26年）に成立した改正介護保険法により2017年（平成29年）3月31日までに、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業に移行することとなった。介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問入浴介護などはこれまでどおり予防給付として給付される。

（厚生労働省「地域支援事業の充実に併せた予防給付の見直し」）

- 2 誤り。介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業は、要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等を指し、すべての第1号被保険者とその支援のための活動にかかわる者を対象としている。

（厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」p. 13，2015年）

- 3 正しい。介護予防や配食等の日常生活を支援するサービスを総合的に提供する介護予防・日常生活支援総合事業は、2012年（平成24年）に導入された時点では任意事業であったが、2014年（平成26年）の介護保険法改正により、2017年（平成29年）3月31日までにすべての市町村で実施することとされた。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p. 170〕

- 4 誤り。地域密着型サービスにおける複合型サービスは、在宅の要介護高齢者を対象としたものであり、要

支援高齢者を対象とした介護予防サービスではない。訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ一体的に提供するもの（看護小規模多機能型居宅介護という）である。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，pp. 208～209〕

- 5 誤り。要支援者は、施設サービスを利用することはできないが、認知症グループホームは施設サービスではなく、地域密着型サービスまたは地域密着型介護予防サービスである。要支援2と認定されている者は、介護予防認知症対応型共同生活介護として認知症グループホームを利用することができる。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p. 208〕

問題 130	正答 3
--------	------

- 1 適切でない。介護保険の申請は住民票のある自治体に行うため、この場合はDさんの自宅のあるX市に申請しなければならない。介護認定調査は申請を受け付けた市町村の職員又は市町村から委託された指定市町村事務受託法人が行うが、遠方の場合^{はいせつ}は本人の居所の市町村に嘱託される。この事例では介護認定調査はX市からY市に委託される。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p. 158〕

- 2 適切でない。介護保険では、65歳以上を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。第1号被保険者は介護が必要になった原因に関係なく申請をすることができるが、第2号被保険者は介護保険法に定められた特定疾病による要介護・要支援状態であることが条件になっている。Dさんの場合は、脳梗塞であり特定疾病の「脳血管疾患」に該当するため介護保険の申請ができる。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，pp. 156～157〕

- 3 適切。介護保険申請を本人ができない場合は、家族・親族のほか、成年後見人、民生委員、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等による代理申請が可能である。この事例では、妻が疲弊していること、息子の支援も見込めないこと、地域包括支援センターはワンストップサービスの拠点として機能すべきことから、相談を受けたX市地域包括支援センターが代理申請することが望ましい。

〔『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版，p. 158〕

- 4 適切でない。介護保険の認定結果通知は、申請日から30日以内に行われる。そして、認定は申請日にまで遡及できることになっているため、認定結果通知が届

くまでサービス利用を待つ必要はない。この事例では、本人も妻も早期の退院を希望しているため、介護保険の申請ができ次第、サービスを調整して早期退院を実現させることが望ましいと考えられる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.161)

- 5 **適切でない**。地域包括支援センターは、要支援者の予防給付のケアマネジメントを行う。要介護者の介護給付のケアマネジメントは原則、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行うため、要介護の認定が見込まれるDさんのケアマネジメントをC社会福祉士が担当するのは誤りである。C社会福祉士としては、Dさんと妻が適切に介護支援専門員を選んで契約ができるように支援することが望ましい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.173, p.186, p.225)

問題 131	正答 2, 5
--------	---------

- 1 **誤り**。保険者の規模が小さいと保険運営の安定性が欠けるため、広域連合や一部事務組合などの特別地方公共団体が保険者となることが認められている。
(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.142)
- 2 **正しい**。介護保険法施行法第11条、介護保険法施行規則第170条の規定による。すでに介護サービスが提供されているとみなされ、その重複を避けるための例外規定であり、救護施設以外にも規定されている。
(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.146)
- 3 **誤り**。介護保険法第184条の規定により、介護保険審査会は都道府県に設置される。
(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.161)
- 4 **誤り**。2005年(平成17年)介護保険法改正後は、調査の適正化を図る観点から、新規認定にかかる調査については、市町村による調査実施の原則を徹底することとなった。例外として、指定市町村事務受託法人に対しては、新規認定にかかるものも含め認定調査を委託することができることとされた。
(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.158)
- 5 **正しい**。介護保険法第18条第3号及び第62条により、市町村特別給付が認められている。介護保険の標準サービスである介護給付・予防給付のほかに市町村が条例で定める保険給付である。「横出しサービス」といわれる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.164)

問題 132	正答 5
--------	------

- 1 **適切でない**。トイレの中で車いすを使用する場合は、まず車いすで入るためのスペースを確保し、車いすからトイレへの移乗に関しては、便座の高さは車いすの座面と同じ高さにする。介助が必要な場合には、介助者のためのスペースも確保する必要がある。
(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.441)
- 2 **適切でない**。トイレと寝室は、においや衛生面に配慮して別々に配置したほうがよいが、動線にも配慮する必要がある。特に、要介護高齢者は障害や加齢によりスムーズな移動が困難な場合が多いため、トイレは寝室から最短距離で行けるような場所にあったほうがよい。
(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.441)
- 3 **適切でない**。手すりとは、利用者の障害の状況に応じて取り付ける位置や形状を変える必要がある。また、立ち上がるために使用する場合は縦方向に設置し、歩行する場合には横方向に設置するなど、その用途によっても形状を変える必要がある。
(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp.441～443)
- 4 **適切でない**。要介護高齢者は、握力が低下していることもあり、湯と水の2つのハンドルを握るタイプの水栓よりも、操作のしやすいレバーハンドル式の水栓のほうがよい。片麻痺がある場合などでも、片手で吐水や止水ができ、温度や量も調整しやすい。
(東京商工会議所編『福祉住環境コーディネーター検定試験2級公式テキスト(改訂3版)』東京商工会議所, 2014年, p.286)
- 5 **適切**。冬場の寒い時期には、室温の変化によりヒートショックが起こりやすい。特に動脈硬化や血圧が高い高齢者の場合は、急激な温度変化により血圧が変動し、脳梗塞や脳出血を起こす可能性もある。そのため、寝室と廊下やトイレ、浴室と脱衣所などの温度差をできるだけ少なくする必要がある。
(『こころとからだのしくみ』中央法規出版, pp.189～190)

問題 133	正答 2
--------	------

- 1 **誤り**。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」(厚生労働省)(以下、「調査」)によれば、2006年度(平成18年度)以降、2009年度(平成21年度)に若干の減少を示したものの、その他は一貫して増加の傾向にある。2006年度(平成18年度)は273件であったが、2013年度(平成25年度)では962件である。

2 正しい。市町村の担当者や地域包括支援センターの職員が立入調査を実施する場合は、必要に応じて高齢者のいる地域を管轄する警察署長に援助を求めることができる。それは、立入調査を行う者の安全を確保するためである。警官に立入調査に同行してもらったり、近くで待機してもらったりすることができる（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）第12条）。

（日本社会福祉士会『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規出版、2011年（以下『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』、pp.116～117）

3 誤り。高齢者虐待防止法第2条において「この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう」と定められている。在宅等における家族をはじめとする養護者による虐待と、施設や事業所における職員による虐待の両方が含まれている。

4 誤り。高齢者虐待の通報を受けて、事実確認を行って虐待が確認された場合、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する適切な支援を行う第一義的な責任を負うのは市町村である（高齢者虐待防止法第9条）。都道府県は、市町村間の連絡調整や情報提供などのサポートを行う（同法第19条）。

（『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』pp.20～25）

5 誤り。2013年度（平成25年度）の「調査」によれば、養護者による高齢者虐待の相談・通報者は「介護支援専門員」が31.3%で最も多く、次いで「警察」12.4%、「家族・親族」11.5%となっている。介護保険サービスの利用と虐待の深刻度の関連も指摘されており、何らかのサービスを受けているほうが深刻度が低くなっている。

能団体、利用者、地域ケアに関する学識経験者等がその構成員となり、地域包括支援センターの設置等に関する事項の承認、運営、業務の方針、職員の確保等について審議することになっている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.229～230）

3 誤り。地域包括支援センターに配置される専門職は、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員である。それぞれ、兼務ではなく専従で1名を配置する必要がある。ただし、高齢者人口の少ない地域（第1号被保険者数が3000人未満）等はこの限りではない。また、これらの専門職の人材確保が難しい場合はこれらに準じる者の配置も認められている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p.228）

4 誤り。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務とは、介護支援専門員のネットワーク構築、介護支援専門員が抱える困難事例に関するアドバイス等により居宅介護支援事業所の介護支援専門員を後方支援する業務である。要支援者の予防給付のケアマネジメントは指定介護予防支援である。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、pp.224～225）

5 誤り。地域包括支援センターは介護保険法を根拠として設置されている。また、同法第115条の46第1項で40歳以上を対象とする第1号介護予防支援事業及び包括的支援事業等を実施すると定められ、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」とされている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p.231）

問題 134	正答 1
--------	------

1 正しい。地域包括支援センターは市町村による直営のほか、委託による設置もある。社会福祉法人、医療法人、NPO法人等のほか、市町村が適当と認めるものであれば委託を受けることができる。実際に株式会社による地域包括支援センターの受託もある。2013年度（平成25年度）の調査によれば直営は28.1%、委託は71.7%である。

（厚生労働省老人保健健康増進等事業「平成25年度地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書」）

2 誤り。原則、地域包括支援センター運営協議会は市町村ごとに1つ設置する。介護サービスの事業者、職

問題 135	正答 5
--------	------

1 誤り。老人福祉法第5条の4第1項に、65歳以上の者が居住地を有しないか、その居住地が明らかでないときは、現在地の市町村が措置を行うことが規定されている。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p.97）

2 誤り。老人福祉法には、1973年（昭和48年）の改正により、いわゆる老人医療費無料化の施策が規定されていたが、1983年（昭和58年）の老人保健法（現・高齢者の医療の確保に関する法律）の施行により廃止された。

（『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p.95）

3 誤り。いわゆる「やむを得ない措置」として、やむ

を得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用できないものが、老人福祉法による特別養護老人ホーム入所の措置の対象となる。なお、老人福祉法による措置は65歳以上の者を対象としており、介護保険サービス利用者のうち、第2号被保険者は含まれない。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 97)

- 4 誤り。老人福祉法第29条で、有料老人ホームは老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものと規定されている。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 99)

- 5 正しい。老人福祉法第13条に、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加できるようにする事業として、地方公共団体に老人健康保持事業の実施へ努力することが規定されている。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 98)

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題 136

正答 2

- 1 誤り。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という認識のもとに幼児期の学校教育・保育を総合的に推進することにしている。しかし、社会全体で子育てを支える観点から、幼児期の学校教育・保育だけでなく、「地域の子ども・子育て支援」が重要な柱として位置づけられている。
- 2 正しい。児童虐待防止の取組みには、①発生予防、②早期発見・早期対応、③保護・自立支援とあるが、早期発見・早期対応では、選択肢のとおり、虐待に関する通告の徹底、市町村の体制強化、「要保護児童対策地域協議会」（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化が図られている。なお、全国の市町村における要保護児童対策地域協議会の設置率は、現在98.9%（2013年度（平成25年度））である。
- 3 誤り。生涯未婚率は、2010年（平成22年）で男性20.1%、女性10.6%であったが、その後、男女ともに増加すると推計されている。25年後の2035年（平成47年）には、男性29.0%、女性は19.2%になると見込まれている。
- 4 誤り。我が国の子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査によると15.7%（2009年（平成21年））となっており、OECD34か国中25位と高い水準になっている。なお、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、2013年（平成25年）に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定された。
- 5 誤り。2012年度（平成24年度）の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による女性相談者の実人員は8万5861人で、そのうち「夫等の暴力」を訴えるものが3万人と前年度の2万7453人を上回っており、相談理由の35.8%と増加の一途をたどっている。
（厚生労働省編『厚生労働白書 平成26年版』2014年、pp.261～272）

問題 137

正答 4

- 1 誤り。選択肢は、1951年（昭和26年）に我が国で制定された児童憲章の説明である。児童の権利に関するジュネーブ宣言は、国際的機関が採択した世界初の児童権利宣言であり、1924年に国際連盟によって採択された。

（『新・社会福祉士養成講座⑬児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（第5版）』中央法規出版、2015年（以下『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版）、pp.41～42）

- 2 誤り。1959年国際連合採択の児童の権利に関する宣言では、児童の年齢について定義は定められていない。なお、1989年国際連合採択の児童の権利に関する条約では、児童の定義について第1条に「18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」と定められている。
（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.44）
- 3 誤り。児童の権利に関する条約第44条に、条約の発効から2年以内に、その後は5年ごとに「この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する」と報告の提出義務が定められている。日本は2008年（平成20年）に第3回政府報告を行って、2010年（平成22年）にその報告に対する児童の権利委員会の最終見解が公表されている。
- 4 正しい。児童の権利に関する条約は、初めて児童を権利を行使する主体としてとらえ、能動的権利が明記されたところに大きな特徴がある。この能動的権利として、第12条から第15条に、意見を表明する権利、表現の自由についての権利、思想、良心及び宗教の自由についての権利、結社及び集会の自由についての権利が定められている。
（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp.43～44）
- 5 誤り。日本では、2013年（平成25年）に国会においてハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締結が承認され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（条約実施法）が成立した。これを受けて、日本政府は2014年（平成26年）1月にハーグ条約に署名、締結しており、同年4月1日にハーグ条約は日本において発効している。
（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.47）

問題 138

正答 1

- 1 正しい。児童福祉法第24条に「市町村は（中略）保

護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において（中略）当該児童を保育所において保育しなければならない」と規定されている。

- 2 **誤り**。児童福祉法第38条には「母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて（以下略）」と規定されており、男性である父親は入所の対象外である。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 166～167）

- 3 **誤り**。児童福祉法第8条で、都道府県に児童福祉審議会等の合議制の機関を置くものとされている。市町村（特別区を含む）については、同条で、「児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる」と規定されており設置することは可能である。

- 4 **誤り**。1997年（平成9年）の児童福祉法の改正で、養護施設が児童養護施設と名称変更され、その定義についても、児童を「養護すること」から「養護し、あわせてその自立を支援すること」に改正された。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 172）

- 5 **誤り**。児童虐待にかかる通告については、児童虐待の防止等に関する法律第6条に明確に規定されているが、児童福祉法第25条には、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）を発見した者への通告義務の規定があり、要保護児童として被虐待児童も想定されるため、児童虐待の通告についてふれられていないわけではない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 206）

問題 139	正答 1
--------	------

- 1 **正しい**。選択肢のとおり。妊娠中から、子どもが生まれ、小学校に入学するまでの健康管理、健康記録を行うための手帳であり、母子保健法第16条に規定されている。2012年度（平成24年度）から大幅に改正され、妊娠経過の記載欄の拡充、乳幼児身体発育曲線の改定などが行われた。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 106～107）

- 2 **誤り**。「人口動態統計」（厚生労働省）によると、2013年（平成25年）の0歳児の死因第1位は「先天奇形、変形及び染色体異常」、第2位「周産期に特異的な呼

吸障害及び心血管障害」、第3位「乳幼児突然死症候群」であり、「不慮の事故」は第4位である。

- 3 **誤り**。母子保健法第1条には「この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る」と規定されているが、「父性」については記されていない。

- 4 **誤り**。母子保健法の定義では、新生児は「出生後28日を経過しない乳児」のことである。乳児は「1歳に満たない者」、幼児は「満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者」とされている。なお、妊産婦とは「妊娠中又は出産後1年以内の女子」のことである。

- 5 **誤り**。我が国の乳児死亡率は、明治・大正時代まで出生1000対140～160であったが、現在では衛生環境や栄養状態の向上、医療の進歩などにより世界的にみてもトップクラスの「赤ちゃんが死なない国」となった。2013年（平成25年）現在、乳児死亡率は出生1000対2.1であり、100人に1人よりも大幅に少ない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 100～101）

問題 140	正答 3
--------	------

- 1 **誤り**。「次世代育成支援に関する当面の取組方針」（少子化対策推進関係閣僚会議決定）の趣旨を踏まえて次世代育成支援対策推進法が制定された。「新しい少子化対策について」は、その後の2006年（平成18年）6月に策定された。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 151～153）

- 2 **誤り**。選択肢は、2003年（平成15年）に公布された少子化社会対策基本法の説明である。次世代育成支援対策推進法は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策について基本理念を定め、行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために2003年（平成15年）に時限立法として制定された。

- 3 **正しい**。次世代育成支援対策推進法は、選択肢2の解説のとおり制定されたが、2014年（平成26年）4月に一部改正され、10年有効期限が延長されることになった。

- 4 **誤り**。次世代育成支援対策推進法では、事業主だけではなく、国による行動計画策定指針に即して、地方公共団体が行動計画を策定できることについても定めている。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、

- 5 **誤り**。2005年（平成17年）4月の次世代育成支援対策推進法の完全施行時は常時雇用者が300人を超える企業に一般事業主行動計画の策定が義務づけられていたが、中小企業による取組みが遅れていたため、2011年（平成23年）4月からは常時雇用者が100人を超える企業でも策定が義務づけられた。

問題 141	正答 3
--------	------

- 1 **適切でない**。教育委員会内にある就学指導委員会とは、障害のある就学予定者、学齢児童及び学齢生徒に対し、就学にかかる教育上の特別な支援を行うために設置された組織である。Eさんの相談内容は、子どもの就学に関するものではないので、相談先としては不適切である。

（文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」）

- 2 **適切でない**。子育てが孤立化し、子育ての不安感や負担感が広がるなか、地域子育て支援拠点事業では、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を保育園等に設置し、子育て等に関する相談等が行われているが、親子の相互交流に中心がおかれているため、Eさんが求める専門的な相談内容には不向きである。
- 3 **適切**。児童発達支援センターは、発達に心配のある子どもを対象に、医師、心理士などの専門の職員が発達相談や医療相談を行い適切な支援を行うところである。Eさんは、子どもの障害について理解を深めるとともに、今後の子どもの養育について専門的なアドバイスを受け、問題解決に向けて一歩踏み出すことが可能であると考えられる。
- 4 **適切でない**。児童館は、児童福祉法第40条に規定された施設で、18歳未満の児童を対象に活動が行われている。乳幼児をもつ母親たちのつどいやグループ活動もあり、地域での子育て支援活動を推進している。障害のある子どもたちの親子連れもあり、子どもたちの成長の場となっている。ただし、交流や活動の場としてはよいが、専門的なアドバイスを受けるところとしては適切ではない。
- 5 **適切でない**。家庭裁判所調査官は、家事事件や少年事件において、事件の動機や背景、少年の性格、生育歴などについて、心理学、教育学、社会学などの専門的知識・技術を活用して調査を行い、少年の抱える問題や非行の原因などを明らかにして裁判官に意見を述べ

べる。Eさんの相談の対象として適切とはいえない。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 77～78）

問題 142	正答 2
--------	------

- 1 **誤り**。障害児相談支援事業は、2010年（平成22年）の児童福祉法の改正により設けられたものである。障害児が指定事業者から相談支援を受けた場合に、保護者に対し市町村が給付を行うことが規定された。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、pp. 115～119）

- 2 **正しい**。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第47条に、「児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない」と規定されている。
- 3 **誤り**。市町村は要保護児童対策地域協議会の設置を義務づけられていない。児童福祉法第25条の2に、「地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」と規定されている。
- 4 **誤り**。幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭と保育士が連携して学校教育と保育を提供するのではなく、保育教諭が担うことになっている。保育教諭は職名であり、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する職員である。
- （『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 250）
- 5 **誤り**。乳児家庭全戸訪問事業とは、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問する事業である。2008年（平成20年）の児童福祉法改正により法定化された事業で、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う（児童福祉法第6条の3第4項）。
- （『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p. 213）

就労支援サービス

問題 143	正答 1, 3
--------	---------

- 正しい。高齢者の就業者数は、10年以上連続で増加し、681万人と過去最多を記録している。年金収入だけでは暮らせない高齢者が増えている。
- 誤り。平成26年（2014年）の日本における高齢者の就業率は20.8%であり、約5人に1人が働いている。なお、日本は主要国で最も高い水準にある。2013年（平成25年）においては、アメリカは17.7%、カナダは12.5%、ロシアは11.0%、イギリス9.5%、ドイツ5.4%、イタリア3.4%、フランス2.2%である。
- 正しい。選択肢のとおり。いまや全労働者のうち、約10人に1人は高齢者である。なお、2014年（平成26年）の高齢者の就業者数は、前年と比べ45万人増加し、10年以上連続の増加で681万人と、過去最多となっている。また、2014年（平成26年）の高齢者の就業率は、男性が29.3%、女性が14.3%となっている（高齢者全体は20.8%）。
- 誤り。高齢雇用者の非正規の職員・従業員は、234万人と、高齢雇用者の73.1%を占めている。ほとんどの高齢者が非正規雇用であり、パートやアルバイト等で収入を得ていることがわかる。
- 誤り。雇用形態が非正規の職員・従業員の高齢雇用者について、現在の雇用形態についた主な理由別にみると、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が31.6%と最も高く、次いで「家計の補助・学費等を得たいから」が20.5%、「専門的な技能等をいかせるから」が14.9%などとなっている。

問題 144	正答 2
--------	------

- 誤り。生活困窮者自立相談支援事業の支援対象は、就労自立が可能か否かにかかわらず、生活困窮している人々全般である。その人々の状況に応じて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた相談支援を提供する事業である。
- 正しい。社会とのかかわりに不安があったり、他の人とコミュニケーションがうまくとれないなど、直ちに就労が困難な生活困窮者に1年を超えない期間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。ただし、一定の資産収入に関する要件を満たしている人

が対象である。

- 誤り。生活困窮者就労訓練事業とは、直ちに一般就労することが難しい生活困窮者のために、その人に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施するものである。雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する非雇用型と、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う雇用型があり、いずれかで就労を行い、最終的には一般就労につなげていくことを目標としている。中間的就労ともいわれるものである。
- 誤り。厚生労働省によれば、いわゆる中間的就労とは、一般就労と、いわゆる福祉的就労（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援B型事業等）との間に位置する就労（雇用契約に基づく労働及び一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するもの）の形態として位置づけられているものを指す。
- 誤り。生活困窮者自立支援法による就労支援施策は、すべての人が一般就労に就くことを目的としているわけではない。就労をするための条件を整えながら、場合によっては就労に向けた訓練も行う。目的は、その人の状況に合わせた生活支援や就労支援を一体的に実施しながら、自立支援を行うものである。

問題 145	正答 3
--------	------

- 適切でない。職業リハビリテーションセンターで職業訓練を受けているかどうかに関係なく、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の登録をしている障害者は、トライアル雇用を利用できる。障害者が職業訓練を受けているか否か、どこで受けているかは関係ない。
- 適切でない。ジョブコーチ支援は、地域障害者職業センターに配置される者だけが実施するわけではない。ジョブコーチの類型として、①地域障害者職業センターに配置される配置型、②社会福祉法人の運営する福祉施設等に配置される訪問型職場適応援助者、③企業の事業所に配置される企業在籍型職場適応援助者の3類型がある。そのうち職場に出向いて支援するの

（『新・社会福祉士養成講座⑧就労支援サービス（第3版）』中央法規出版、2013年（以下『就労支援サービス』中央法規出版）、p.56）

は、配置型と訪問型である。

- 3 **適切**。障害者就業・生活支援センターは、障害者の安定した職業生活のために、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就職前だけでなく就職後も、就業面と生活面にわたる一体的な支援を行う。

（『就労支援サービス』中央法規出版，p.56）

- 4 **適切でない**。地域障害者職業センターの障害者に対する支援業務は、職業評価とカウンセリングだけでなく、職業リハビリテーション計画の策定、作業訓練、職業準備講習、社会生活適応訓練、ジョブコーチ派遣などがある。

（『就労支援サービス』中央法規出版，p.52，p.55）

- 5 **適切でない**。障害者短時間トライアル雇用奨励金は、継続雇用する労働者として雇用することを目的として、精神障害者又は発達障害者をハローワーク等の紹介により3か月から12か月間、週10時間以上週20時間未満の労働時間での試行雇用を行う等要件を満たした場合に支給される。対象労働者1人につき月額2万円（最長12か月）の奨励金が支給される。

携し、情報を共有する必要がある。それにより、障害者は安心感をもって必要な次のステップへ踏み出すことができるようになる。

（『就労支援サービス』中央法規出版，p.138）

- 5 **適切でない**。必要に応じて本人や家族も会議に参加する。なお、支援担当者会議では、本人や家族が参加した際は、専門用語が理解できないと思われる場合は、本人たちに理解しやすい表現をするなどの配慮がなされなければならない。

（『就労支援サービス』中央法規出版，p.138）

問題 146

正答 1

- 1 **適切**。障害者が安定して職業生活を送るために、就労前だけでなく就労後も支援していくことが求められる。就労後は、職場定着支援、職業生活を維持するためのさまざまな生活支援が必要となってくる。そのためには、地域における関係機関のネットワークの構築などが有効である。

（『就労支援サービス』中央法規出版，p.139）

- 2 **適切でない**。個別支援計画は個人情報であるが、必要に応じて共有し、適切な支援に結びつける。この際、個人情報の取り扱いには十分に留意し、守秘義務を遵守することが求められる。

（『就労支援サービス』中央法規出版，p.138）

- 3 **適切でない**。連携は、障害者の働くことを含む地域生活を確保し、それを支えることが目的である。必要によって、就労支援を直接的に担う機関だけでなく、生活支援センターなどの生活支援機関や病院などの医療機関とも連携して支援する。

（『就労支援サービス』中央法規出版，pp.139～140）

- 4 **適切でない**。ライフステージごとに異なるニーズはあるが、ライフステージにそった支援を切れ目なく一貫して行うためには、特別支援学校などの教育機関と就労移行支援事業所などの就労支援機関の各分野が連

更生保護制度

問題 147 正答 5

- 1 誤り。保護観察が開始されるのは、家庭裁判所の審判において決定された場合、少年院からの仮退院を許された場合、仮釈放を許された場合、地方裁判所などで保護観察付の刑の執行猶予が言渡しながされてその裁判が確定した場合、婦人補導院からの仮退院を許された場合のいずれかであるが、いずれも本人の申出によるものではない。

(『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度(第3版)』中央法規出版, 2014年(以下『更生保護制度』中央法規出版), pp. 30~33)

- 2 誤り。保護観察対象者の遵守事項は、一般遵守事項と特別遵守事項に区別される。特別遵守事項は必要に応じて保護観察所の長又は地方更生保護委員会が定めるものであるが、一般遵守事項は保護観察対象者全員が遵守しなければならないものである。

- 3 誤り。更生保護法第59条に、保護観察に付されている少年の保護者に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その改善更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができる旨が規定されている。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 30)

- 4 誤り。保護観察における指導監督の方法として、面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ってその行状を把握することが求められており、電子監視システムは用いられていない。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp. 24~25)

- 5 正しい。保護観察を実施した結果、保護観察を継続しなくても改善更生することができるものと認められるときは、保護観察期間満了前に保護観察を一時的又は終局的に終了させる措置がとられることがあり、これらは良好措置と呼ばれている。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp. 25~26)

問題 148 正答 3

- 1 誤り。収容中の者の中には、本人の受け入れ先を確保することが難しい場合があることや、収容期間内になるべく更生の場としてふさわしい調整をするために、生活環境の調整は、収容の早い段階から開始される。

- 2 誤り。収容中の者に対する生活環境の調整は、保護

観察と同じく保護観察官または保護司が行い(更生保護法第84条, 第61条第1項), 保護観察官は調整の計画を作成する。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 37)

- 3 正しい。刑務所出所者等の中には、高齢や障害のハンディキャップがありながら適切な福祉的支援を受けられず再び犯罪や非行に至る者が少なからず存在することから、その再犯を防止するため、保護観察所においては、2009年(平成21年)4月から、厚生労働省と連携して「特別調整」を実施し、対象者の受け入れ先等の調整を行っている。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 38)

- 4 誤り。仮釈放を許すか否かに関する審理を行うにあたり、被害者等から、仮釈放に関する意見及び被害に関する心情を述べたい旨の申出があったときは、地方更生保護委員会が意見等を聴取する。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 20)

- 5 誤り。更生保護法第41条の規定により、地方更生保護委員会は、「少年院に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき」は、決定をもって、仮退院を許すものとするとしている。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 21)

問題 149 正答 3

- 1 誤り。保護観察は、保護観察官が直接担当する場合があります。その場合は、自らが面接その他適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、保護観察を実施する。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 62)

- 2 誤り。保護司法第7条に、「保護司の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない」とあり、保護司には任期があり、その任期は2年と規定されている。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 66)

- 3 正しい。保護司が従事する主な職務として、保護観察に付されている者の指導監督・補導援護、刑事施設又は少年院に収容されている者の生活環境の調整、犯罪予防活動がある。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 66)

- 4 誤り。更生緊急保護の対象者も含まれる。協力雇用主は、保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を、そ

の事情を理解した上で雇用し、更生に協力する事業主である。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 76)

- 5 誤り。更生緊急保護の対象者も保護される。更生保護施設では、主として保護観察所の長の委託を受けた民間の更生保護法人によって運営されており、保護観察に付されている者や更生緊急保護の対象となる者を保護している。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 68)

として、2021年（平成33年）までに20%以上減少させるという数値目標を設定するなどして、再犯防止対策の推進に向けた取り組みを行っている。

(『平成26年版 犯罪白書』2014年, p. 91)

問題 150	正答 1, 5
--------	---------

- 1 正しい。保護観察対象者に公共の場所での清掃や福祉施設での介護補助などを体験させることにより、自己有用感や規範意識^{かんよう}を涵養^{かんよう}させることを意図した社会貢献活動も指導監督の一環として取り入れられている。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 25)

- 2 誤り。更生保護サポートセンターは、地域における更生保護の諸活動の拠点として設置され、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供などを行っているほか、保護司会の事務運営に当たっている。全国245か所の保護司会に設置されている（2013年度（平成25年度））。

- 3 誤り。刑の一部執行猶予制度は、一定の条件の者に対して判決を言い渡す場合に、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予し、保護観察に付すことができる（薬物依存の場合は必要的に付す）ものであり、その判決は裁判所が言い渡す。なお、施行は2016年（平成28年）6月19日までに政令で定める日となっている。

(『平成26年版 犯罪白書』2014年, p. 90)

- 4 誤り。詐欺事犯者は専門的処遇プログラムの対象となっていない。保護観察における専門的処遇プログラムは、特定の犯罪的傾向を改善するために義務づけることができるもので、目下のところ、その対象は、性犯罪を犯した者、覚せい剤事犯者、傷害や暴行等の暴力犯罪を犯した者および飲酒運転を反復する傾向を有する者である。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 29, pp. 146～147)

- 5 正しい。2012年（平成24年）7月に、犯罪対策閣僚会議が、「再犯防止に向けた総合対策」を策定し、刑務所出所者等の出所後2年間における刑務所等に再入所等する者の割合を、過去5年における平均値を基準

がんばろう！社会福祉士・精神保健福祉士 受験生！

By 社養協・精養協

最後の瞬間まであきらめずに！ スマホで受講できます

受講・視聴
無料

社会福祉士 精神保健福祉士
国家試験受験対策

web 講座

www.jascsw.jp/webkouza/



〈QRコード〉

- 開講科目：両国家試験全25科目
- 講義内容：平成27年度国家試験対策および重点箇所の説明他
1科目×約90分
- 配信時期：平成27年10月より順次配信

講座をより理解するために

必携

社会/共通、精神/共通 各 3900 円

web 講座テキスト

詳細はサイトにて！

「試験勉強に打ち込んだ経験と、学習の中で身につけた感覚や知識は
現場で壁にぶつかったときに自分を支えてくれます」

「あきらめずにがんばれば、道は開ける」・・・

先輩からのメッセージ@第27回社会福祉士国家試験アンケートより抜粋

◆国家試験への受験勉強中も、合格後も、
お役に立つ最新の情報をツイートしています。



@jascsw

@jascpsw

社養協・精養協は、社会福祉士・精神保健福祉士をめざす皆さんを応援するために
模擬試験、国家試験対策 WEB 講座の提供、情報提供、職域開拓、などの様々な事業を実施しております

一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会 一般社団法人 日本精神保健福祉士養成校協会

社会福祉士・精神保健福祉士に 合格したら・・・

社会福祉士・精神保健福祉士に合格すれば、すぐに現場で活躍できるソーシャルワーカーになれる！というワケではありません。

研修を通じた自己研鑽やネットワークづくりは、ソーシャルワーカーとして活躍するために不可欠です。

ここで、ご紹介する3団体は、社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持つ専門職の団体です。それぞれの活動等を知って頂き、合格後は、是非研修等を活用してみてください。

みんなのため、自分のために学び続ける！



社会福祉士のネットワーク



公益社団法人日本社会福祉士会
Japanese Association of Certified Social Workers

皆さんは、これから多くの努力を経て社会福祉士国家資格を取得されようとしています。社会福祉士国家資格取得は、今の皆さんにとってはゴールのように思えるかもしれませんが、これから社会福祉士の道を歩む出発点、スタートラインといえます。

社会福祉士は、より良い相談支援ができるよう、知識・技術の向上に努める義務があります。社会福祉士としての専門性の向上を追求していく皆さんに、本会は職務に関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上のために、研鑽を重ねることを支援する生涯研修制度を設けるとともに「認定社会福祉士」取得に向けたサポートも行っています。

入会金、年会費については、本会ホームページをご覧ください。ご入会を希望される都道府県社会福祉士会にお問い合わせください。入会資料は本会ホームページからも請求することができます。詳細は、「QRコード」から本会ホームページをご覧ください。

◆◇◆ 入会資料の請求先 ◆◇◆

公益社団法人日本社会福祉士会 事務局
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6541
E-Mail：info@jacsw.or.jp URL：<http://www.jacsw.or.jp/>





公益社団法人日本精神保健福祉士協会

～全国の精神保健福祉士の仲間とつながろう！～

信頼される精神保健福祉士になるためには、専門職として必要な自己研鑽や多くの仲間との情報交換・ネットワーク作りが欠かせません。日本精神保健福祉士協会は、みなさまが専門職として大きく飛躍していくための機会を、生涯研修制度や機関誌、全国大会などさまざまな形を通じてご提供していきます！

受験生のみなさまも精神保健福祉士国家試験に合格したあかつきには、本協会に入会し、仲間とともによりよい精神保健福祉の実現のために一緒に活動していきましょう！

《学生会員制度》 2015 年度精神保健福祉士国家試験受験の学生さん対象！

一足先に協会とつながることができ、正会員入会時にお得です！

年会費：2,000 円（年度制／入会年度の 3 月で自動的に卒会）

学生会員になると、PSW 通信などの発行物の送付（1 年分）やメールマガジンへの登録などに加え、学生会員特典として・・・

正会員入会時の入会金 5,000 円が免除されます！！

【詳細はウェブサイト】http://www.japsw.or.jp/Student_member/



公益社団法人日本医療社会福祉協会

～ご存知ですか、病院などには医療ソーシャルワーカーがいます～

患者・家族が求める医療は体の治療だけではありません。

入院・退院・転院の支援、治療費の相談など「病気になったらこんな心配も・・・」という分野を私たち医療ソーシャルワーカーが相談にのって解決のお手伝いをしています。

受験生のみなさまも社会福祉士国家試験に合格しましたら、当協会に入会して専門職としての知識を高め、人的ネットワークを築こうではありませんか。

まずは、当協会のホームページをご覧ください。

【ウェブサイト】<http://www.jaswhs.or.jp>

《賛助会員入会募集中》

社会福祉士の資格取得後に正会員に移行することができます

年会費：11,000 円（入会金無し） 個人賛助会員になると協会ニュースの購読、研修への参加が可能です。

〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-20 四谷デングビル 2F

TEL 03-5366-1057 FAX 03-5366-1058 E-mail: jaswhc@d3.dion.ne.jp

一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会
一般社団法人 日本精神保健福祉士養成校協会
平成27年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験
〒108-0075 東京都港区港南4丁目7番8号 都漁連水産会館6階
(模試専用ホームページアドレス)
<http://www.spw-mosi.com/exam/>

